

横 浜 市
阪東橋駅・黄金町駅周辺地区
バリアフリー基本構想

平成27年3月

目次

1 バリアフリー基本構想の策定にあたって -----	1
1-1 基本構想策定の背景と目的 -----	1
1-2 基本構想の位置づけ -----	2
1-3 バリアフリー法について -----	3
(1) 市町村による基本構想の作成 -----	3
(2) 基本構想に基づく事業の実施 -----	4
1-4 対象者の特性と配慮すべき事項 -----	5
1-5 バリアフリー基本構想の検討体制 -----	9
(1) 検討体制 -----	9
(2) 地区部会の参加団体 -----	10
(3) バリアフリー基本構想検討の流れ -----	11
2 阪東橋駅・黄金町駅周辺地区の概況 -----	12
2-1 位置及び特性 -----	12
2-2 人口 -----	13
2-3 障害者数 -----	15
2-4 公共交通機関 -----	16
(1) 鉄道 -----	16
(2) バス -----	20
2-5 施設の分布状況 -----	22
2-6 関連計画等 -----	27
3 重点整備地区の設定 -----	29
3-1 生活関連施設の選定 -----	29
3-2 生活関連経路の選定 -----	29
3-3 重点整備地区の範囲設定 -----	29
4 重点整備地区におけるバリアフリーに関する課題 -----	35
(1) 鉄道駅等のバリアフリーに関する課題 -----	35
(2) 道路等のバリアフリーに関する課題 -----	35

(3) 交通安全施設等のバリアフリーに関する課題-----	35
(4) 建築物（生活関連施設）のバリアフリーに関する課題-----	35
5 阪東橋駅・黄金町駅周辺地区のバリアフリー化のための事業-----	36
5-1 事業の基本的な考え方-----	36
(1) 鉄道駅等のバリアフリー化-----	36
(2) 道路等のバリアフリー化-----	37
(3) 交通安全施設のバリアフリー化-----	39
(4) 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化-----	39
5-2 特定事業及びその他の事業-----	40
(1) 公共交通特定事業-----	45
(2) 道路特定事業-----	47
(3) 交通安全特定事業-----	51
(4) 建築物特定事業-----	52
(5) その他の事業-----	53
(6) その他の整備に関する事項-----	55
5-3 その他配慮を要する事項-----	63
(1) 建築物のバリアフリー化-----	63
(2) 阪東橋駅のエレベーターについて-----	63
(3) 商店街のバリアフリー化について-----	63
(4) ごみ集積場所について-----	63
6 基本構想策定後の事業推進にあたって-----	64
6-1 特定事業の実施について-----	64
6-2 事業進捗管理及び事業の評価について-----	64
6-3 進捗状況及び事業内容の広報について-----	64
6-4 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直しについて-	64

1 バリアフリー基本構想の策定にあたって

1-1 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意志で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めるため、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めている。

また、各区の拠点駅周辺において「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づきバリアフリー基本構想制度を活用し、駅周辺の一体的なバリアフリー整備を推進している。

南区では、新南区総合庁舎や、横浜市立大学附属市民総合医療センター、浦舟複合福祉施設など、南区の行政・福祉施設などが集積している阪東橋駅・黄金町駅周辺地区を対象に基本構想を策定し、駅周辺の一体的なバリアフリー整備を推進することとした。

1-2 基本構想の位置づけ

本基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「横浜市福祉のまちづくり条例」といった、関連する法令や条例と整合を図った構想とする。

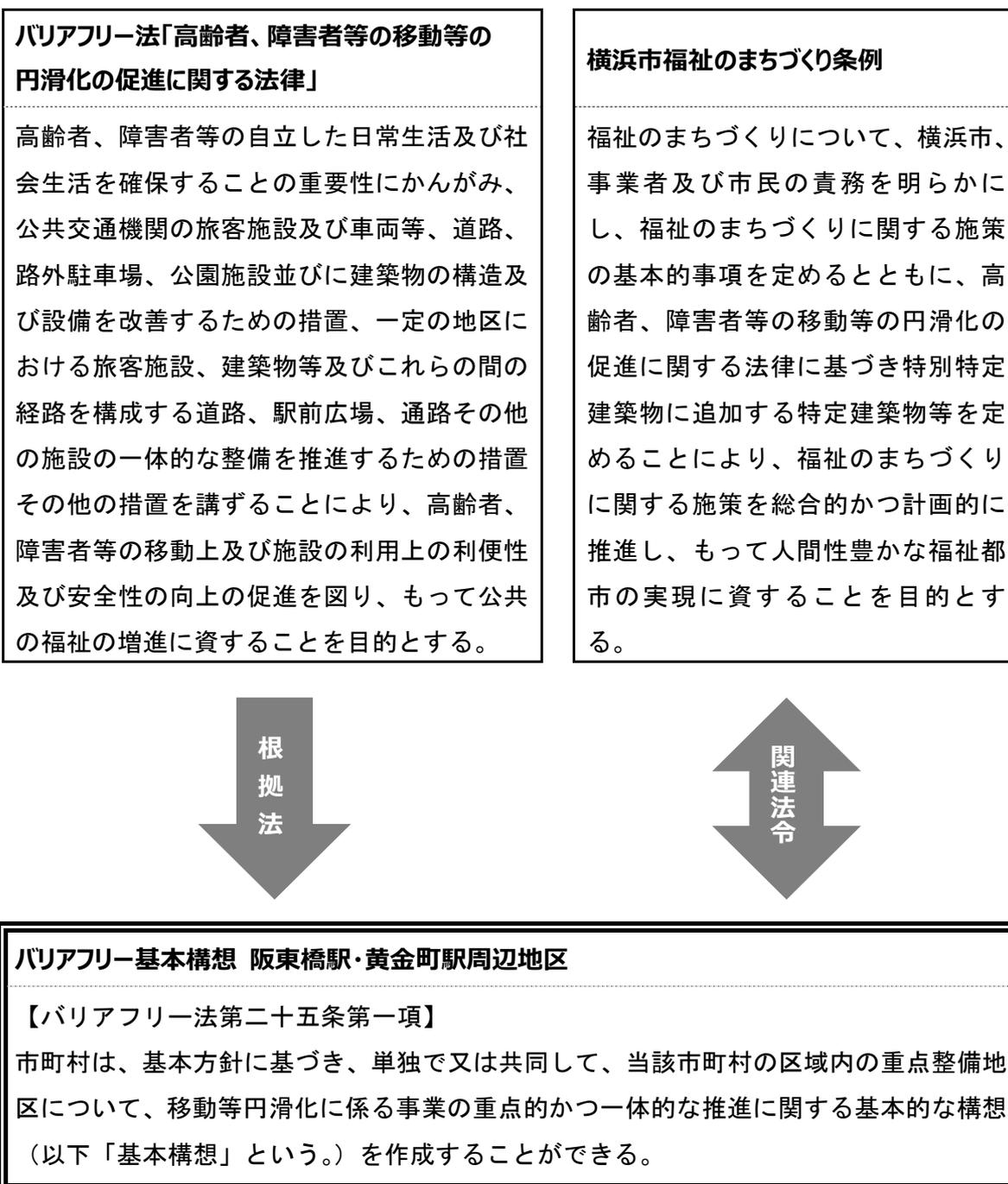


図 1-1 基本構想の位置づけ

1-3 バリアフリー法について

(1) 市町村による基本構想の作成

バリアフリー法では、市町村は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。基本構想の対象等は、以下の通りである。

○ 対象者

高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者）、妊婦、けが人など

○ バリアフリー化を推進する地区

駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区

○ バリアフリー化を推進する施設

公共交通機関（鉄道、バス、福祉タクシー等の旅客施設及び車両）、特定の建築物、道路、路外駐車場、都市公園

※ 新しく建設・導入する場合には、適合義務がある。既存の施設等については、基準に適合するように努力義務が課される。

【用語の定義】

『重点整備地区』

地区全体の面積がおおむね400ha 未満の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区を「重点整備地区」とする。

『生活関連施設』

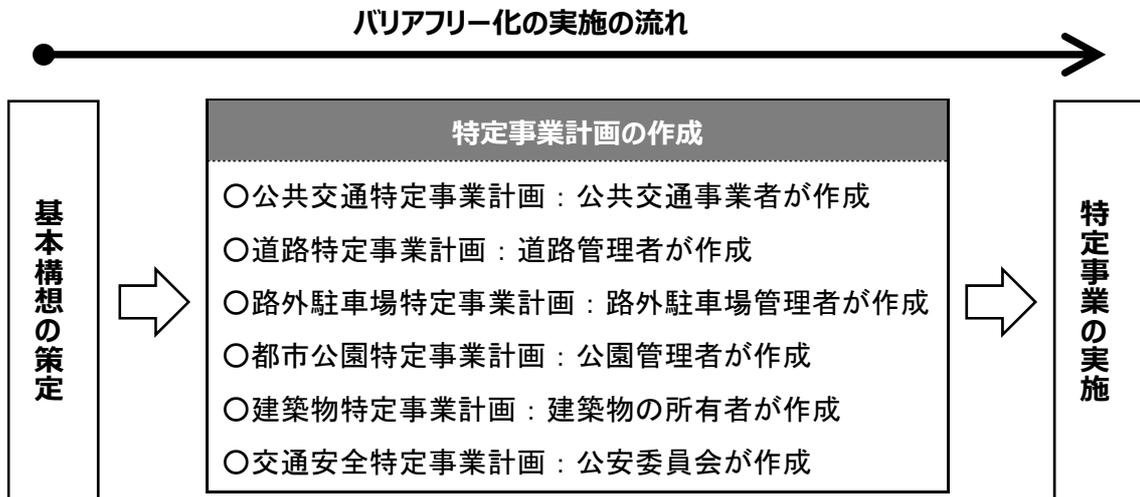
高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を「生活関連施設」とする。

『生活関連経路』

生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」とする。

(2) 基本構想に基づく事業の実施

策定された基本構想に基づき、関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施する。



◆ “バリアフリー化” とは何をするのか

施設や経路（道）を、だれもが困難や不便をなるべく感じずに利用できるように、対策を考えていく。

例えば・・・

- ・ 歩道の平坦性の確保、勾配の改善
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- ・ 階段（段差）部分へのスロープまたはエレベーターの設置（段差の解消）
- ・ よく利用する施設への案内・サインの充実
- ・ トイレやエレベーター、エスカレーター、施設などの位置等を知らせる音声・音響案内の充実
- ・ マナーの向上をよびかける広報、啓発活動の推進など

1-4 対象者の特性と配慮すべき事項

バリアフリー法では、高齢者や障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、知的障害者、精神障害者、発達障害者、妊産婦やけが人を対象としている。

横浜市では、生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、高齢者や障害者だけでなく、子ども、外国人、子ども連れ（乳幼児連れやベビーカー使用など）の人など、移動の制約がある人にも配慮し、横浜市で生活するすべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を目指して、基本構想を策定する。

それら移動制約者に配慮すべき代表的な事項を表 1-1 に示す。バリアフリー化の整備等において、各事業者は、ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 1-1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none">• つまづきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。• 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。• 足腰等が弱くなり階段の昇降などが困難であるため、階段等への手すりの設置に配慮する。• 動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、ベンチなど休憩できる場所の設置に配慮する。• シルバーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。• 情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。• 新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作を単純にし、音声と視覚による案内ができるよう配慮する。• サイン等では、文字の大きさやコントラストに配慮する。• 視認性に配慮した照明計画が必要である。

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> • 杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 • わずかな段の乗り越えが困難な場合があると同時に、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 • 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 • 体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。 • 杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。 • ベンチなど休憩できる場所を設けるよう留意する。 • いすから立ち上がる時のために、座面の下に足を引くスペースや肘掛けを設けるよう留意する。
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> • 車いすを操作するための道路幅や回転スペースを確保するよう配慮する。 • 路面や床面に段差があると乗り越えることができない場合もあるため、不要な段差は設けないよう配慮する。 • 路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。 • 傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。 • 扉を押したり、手前に引いたりする行為は難しい場合があるため、扉の形状に配慮する。 • 車いすで移動するので目線が低く、手の届く範囲に限られる場合があるため、設備機器類や案内サイン等などの高さに配慮する。 • カウンターや柵など、手の届く範囲や膝が入る下部スペースなどにも留意する。 • 車いすから便座への移乗など乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さ、介助スペースなどに配慮する。 • 電動三輪・四輪車いすは、他の車いすに比べ通路幅や回転スペースが大きいので留意する。
上肢障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 上肢や手先などに障害がある場合、手の届く範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になったりするので、もの大きさや操作方法への配慮が必要である。 • 細かい繰り返し動作が困難であるので、操作方法等を単純にする。 • 少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意する。 • 水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむようにレバー式または棒状の把手にするなど形状に留意する。 • 柵などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意する。 • スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意する。

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 白杖を使用しない場合など外見からは気づきにくいことがある。 • 視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。 • 白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物などはほとんど把握できない場合があるので、階段裏へのもぐり込み、突出看板などの高さや構造に配慮する。 • 日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意する。 • 弱視者は、人により視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。色の組み合わせ等は、色覚障害者にも配慮する。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 聴覚障害者は、通常、外見からわかりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。 • 視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう配慮する。 • 緊急時等では、視覚によるほか振動などにより伝達できるよう配慮し、緊急誘導などは連続的に行う。 • 視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用に配慮する。 • 足音が聞こえないため、出会い頭に人と衝突しないように、階段の踊場など死角が生じる場所には鏡を設ける。
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 内部障害者の多くは、外見が健常者と変わりなく見えるため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。 • 疲れやすい人が多いため、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。 • 腹部に人工的な排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）は、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。 • ペースメーカー使用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。
知的障害者、 発達障害者、 高次脳機能 障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。 • 機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。 • 受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。 • コミュニケーションに際しては、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく説明することが必要である。

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・リラックスできる環境づくりに配慮する。 ・休憩できる場所を設けるよう配慮する。
一時的な移動制約者 (妊産婦やけが人など)	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。 ・妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。 ・松葉杖使用者は幅の狭いところでは歩行が困難であり、一定のスペースが必要である。また、杖の先が滑ると危険であるため、路面の仕上げに留意する。
子ども連れ (乳幼児連れやベビーカー使用など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。 ・おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。 ・乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。 ・安全に対する認識ができずに動き回るため、不用意な突起物、段などを設けないよう留意する。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・外国からの旅行者や、重い荷物を持った人が、一時的に施設を利用することが困難な場合があるため、適宜休憩スペースなどを配慮する。 ・情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では外国語標記が必要となる。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
補助犬使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬を使用して移動するため、床面は平坦な仕上げとし、出入口の幅員に配慮する。 ・補助犬の排泄スペース、休憩スペース等にも配慮する。

【参考文献】

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市健康福祉局、平成 25 年 10 月）
- ・みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック（神奈川県福祉部、平成 22 年 3 月）
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
（国土交通省、平成 25 年 10 月）

1-5 バリアフリー基本構想の検討体制

(1) 検討体制

基本構想策定に際しては、高齢者・障害者等の移動や施設利用の実態を踏まえ、そのニーズに的確に対応した構想を作成することが求められる。また、バリアフリー化のための事業の実施主体となる公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などの協力が必要となる。

これらを踏まえ、横浜市では、以下に示す体制で基本構想に係る事項の検討を行っており、本基本構想策定にあたっては、阪東橋駅・黄金町駅周辺地区部会を設置し検討を進めた。(図1-2)

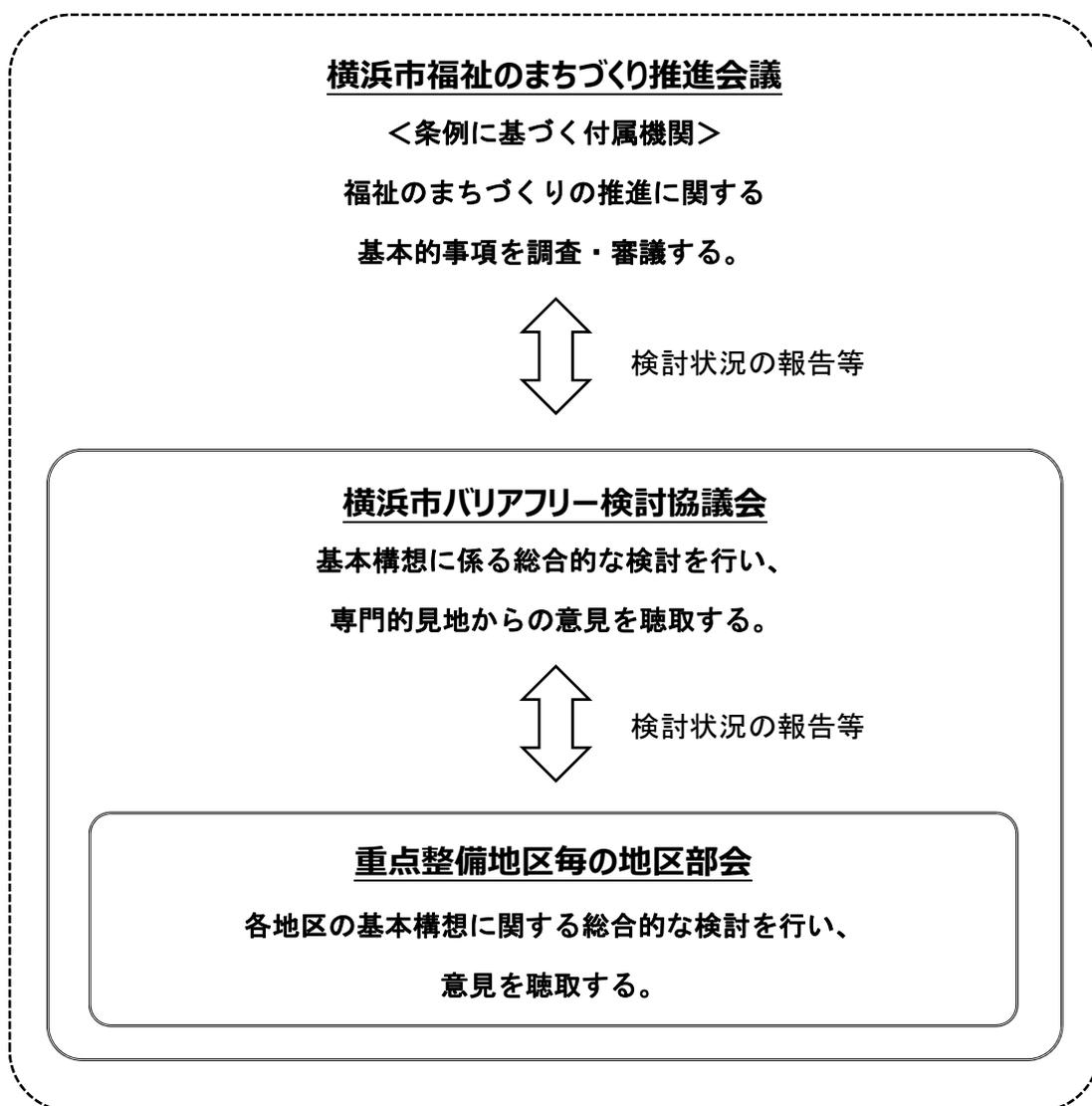


図 1-2 横浜市における基本構想の検討体制

(2) 阪東橋駅・黄金町駅周辺地区部会の参加団体

	分野	団体名
1	学識経験者	横浜国立大学大学院
2	福祉関係団体等	横浜市南区社会福祉協議会
3		南区障がい児者団体連絡会
4		南区視覚障害者福祉協会
5		南区聴覚障害者協会
6		南区肢体障害者福祉協会
7		LiFe LiFe2 みなみ
8		障がい児(者)の将来を考える会 泉の会
9		地域活動ホーム どんとこい・みなみ
10		横浜市浦舟地域ケアプラザ
11		南区老人クラブ連合会
12		南区 地域子育て支援拠点はぐはぐの樹
13		横浜市立中村特別支援学校
14		地域代表
15	中村地区連合町内会	
16	寿東部連合町内会	
17	太田地区東部連合町内会	
18	第1地区中部連合町内会	
19	商店街	横浜橋通商店街協同組合
20		三吉橋通り商店街
21		医大通り共栄会
22	事業者等	京浜急行電鉄株式会社 計画営業部
23		横浜市交通局 高速鉄道本部
24		国土交通省 関東地方整備局横浜国道事務所
25		神奈川県南警察署
26		神奈川県伊勢佐木警察署
27		横浜市立大学附属市民総合医療センター
28		市民局 区政支援部 地域施設課
29		道路局 道路部 施設課
30		南土木事務所
31		中土木事務所
32	行政関係者	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課
33		南区 福祉保健センター 福祉保健課
34	事務局	南区 総務部 区政推進課
35		道路局 計画調整部 企画課

(3) バリアフリー基本構想検討の流れ

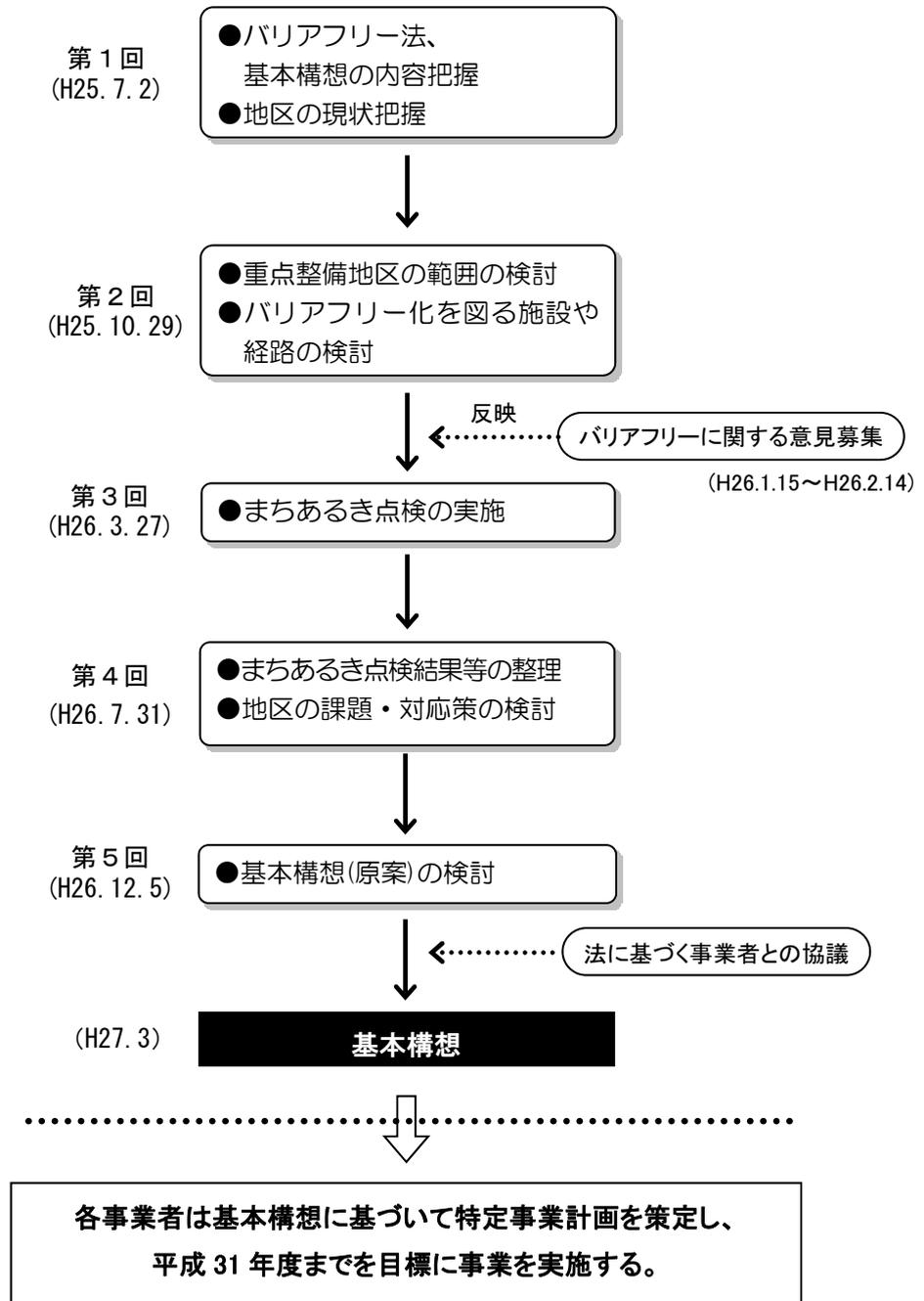


図 1-3 バリアフリー基本構想検討フロー

2 阪東橋駅・黄金町駅周辺地区の概況

2-1 位置及び特性

阪東橋駅・黄金町駅の周辺地区は、新南区総合庁舎や、横浜市立大学附属市民総合医療センターおよび浦舟複合福祉施設等の公共サービス機能が集積する、多くの人々が活動する地域となっている。



図 2-1 南区の位置

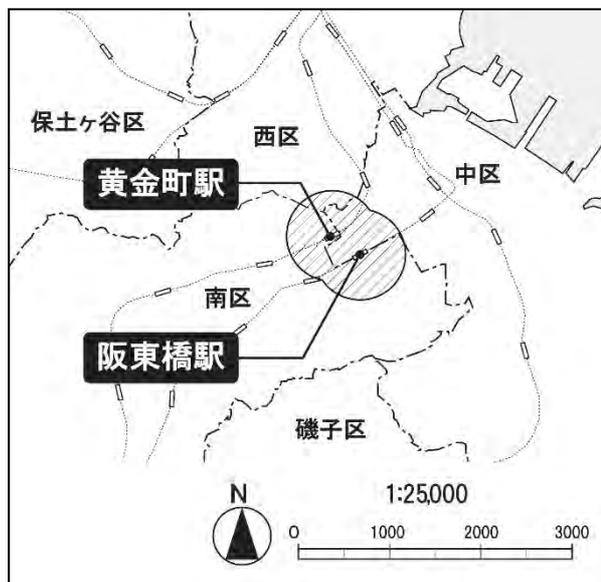


図 2-2 阪東橋駅・黄金町駅周辺地区の位置

2-2 人口

平成 24 年度の南区の人口は、198,987 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 48,220 人、高齢化率は 24.2%となっている。人口は、ほぼ横ばいであるが、高齢化率は平成 20 年度の 22.3%から 1.9 ポイント上昇しており、高齢化が進行している。(図 2-3)

また、阪東橋駅・黄金町駅周辺地区^(※)の人口は、68,833 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 14,565 人、高齢化率は 21.2%となっている。人口は、ほぼ横ばいであるが、高齢化率は平成 20 年度の 20.0%から 1.2 ポイント上昇しており、駅周辺地区の高齢化も進行している。(図 2-4)

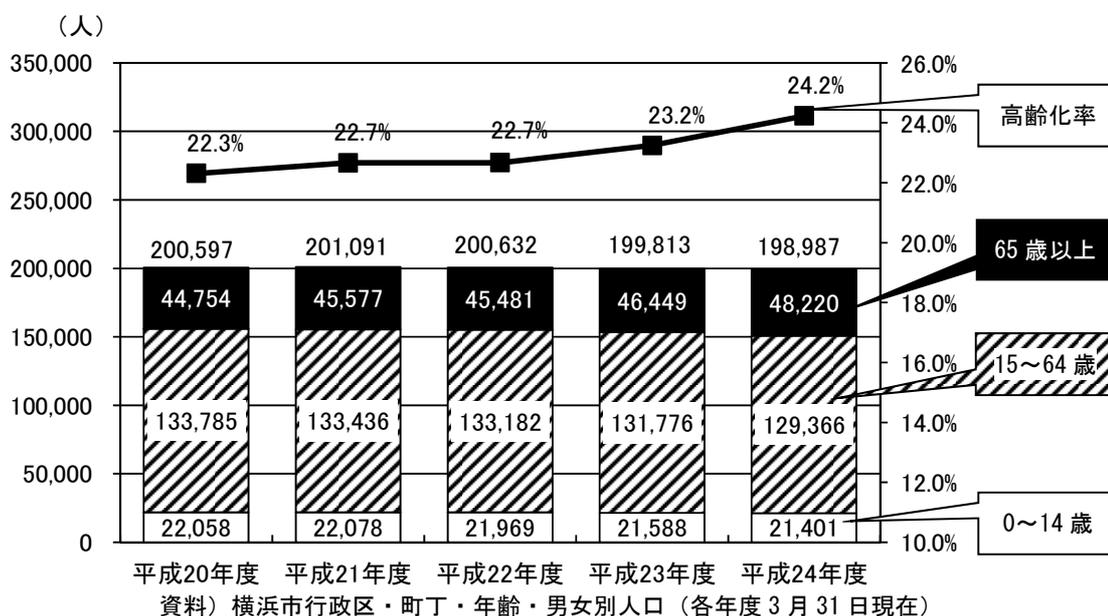


図 2-3 南区年齢別人口構成比

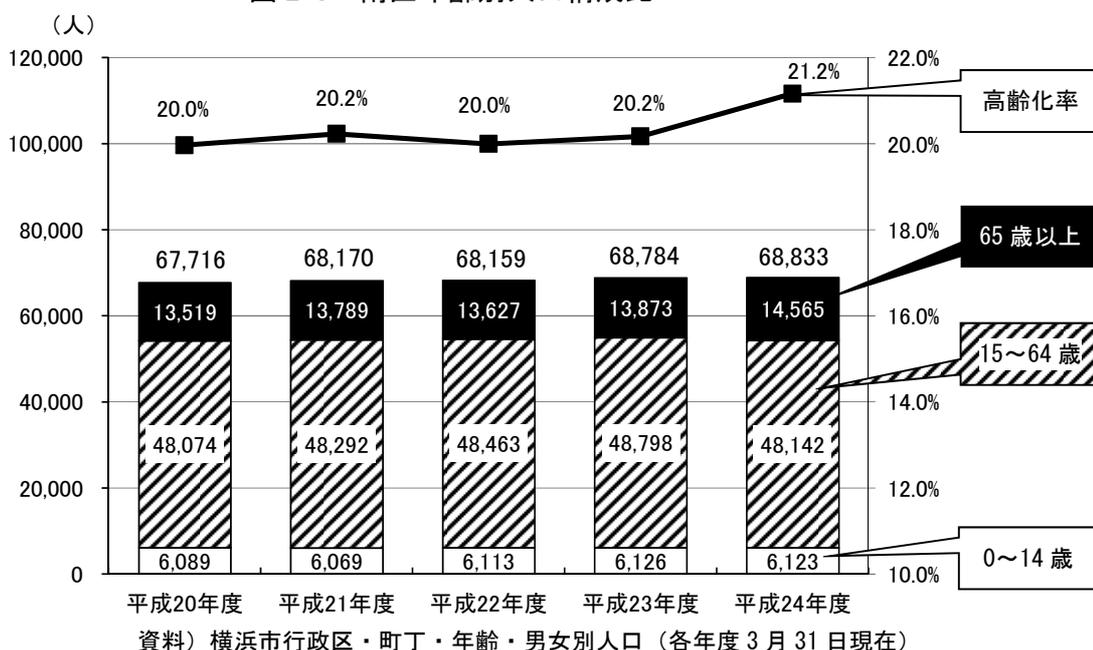
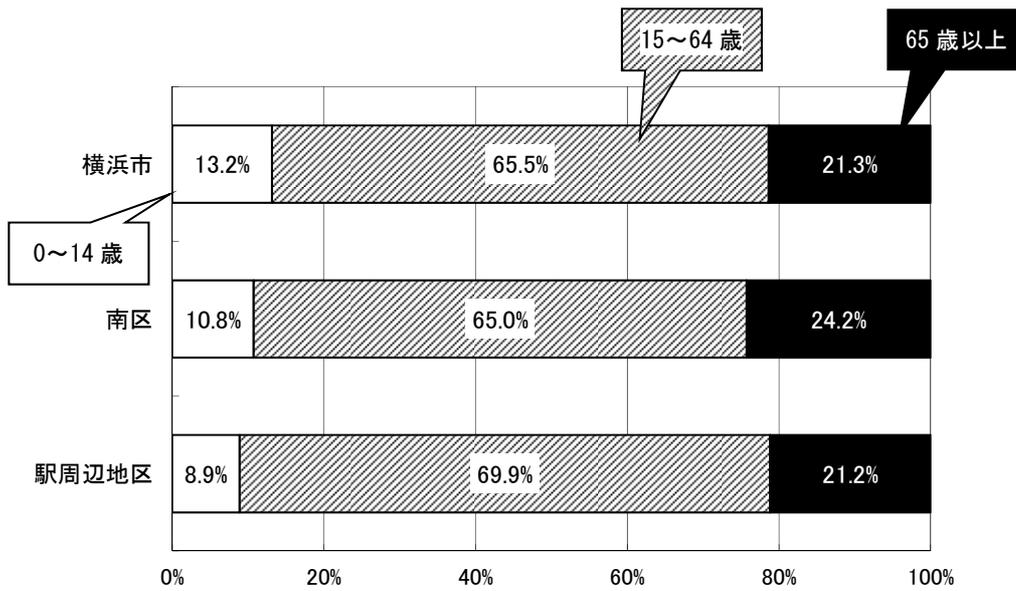


図 2-4 駅周辺地区年齢別人口構成比



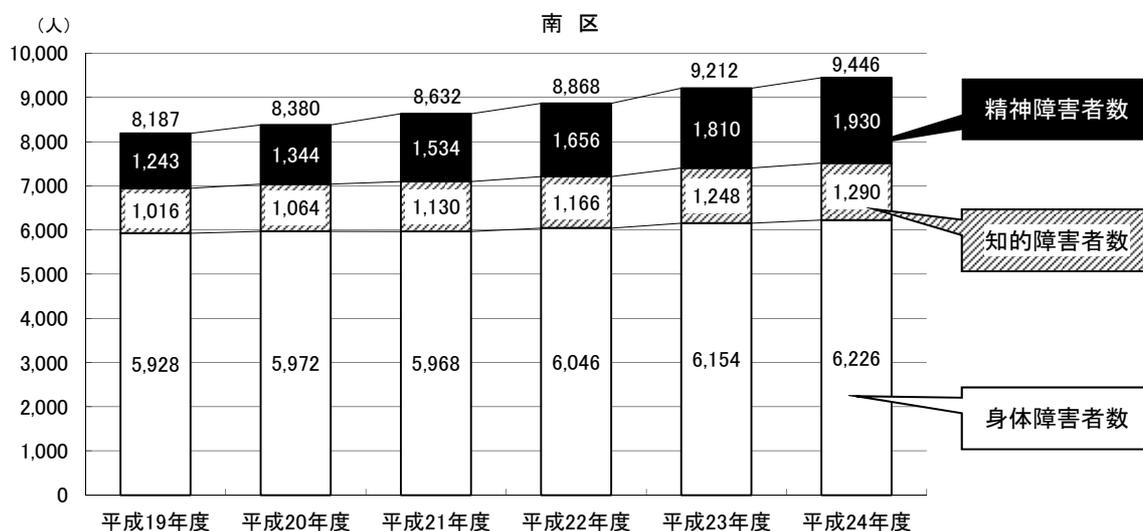
資料) 横浜市行政区・町丁・年齢・男女別人口 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

図 2-5 南区の人口推移

※ 阪東橋駅・黄金町駅周辺地区とは、各駅（阪東橋駅、黄金町駅）から概ね 1km の範囲とし、地区の人口はその範囲に含まれる山王町、新川町、高砂町、日枝町、二葉町、南吉田町、吉野町、白金町、南太田一丁目、前里町、西中町、三春台、浦舟町、白妙町、高根町、永楽町、真金町、万世町、中村町、山谷、八幡町、睦町 1 丁目、赤門町、黄金町、初音町、英町、日ノ出町、宮川町、曙町、伊勢佐木町、末吉町、弥生町、若葉町、長者町、千歳町、富士見町、山田町、三吉町、山吹町地区の人口合計値とする。

2-3 障害者数

南区の障害者数は年々微増しており、平成24年度末現在では身体障害者が6,226人、知的障害者が1,290人、精神障害者が1,930人となっている。



※数値は障害者手帳の交付状況による。

資料) 横浜市統計書(各年度3月31日現在)

図 2-6 南区障害者数の推移

※身体障害者数については「身体障害者手帳」交付状況、知的障害者数については「愛の手帳」交付状況、精神障害者数については「精神保健福祉手帳」交付状況から算出。

2-4 公共交通機関

(1) 鉄道

阪東橋駅・黄金町駅周辺地区には、横浜市営地下鉄ブルーライン「阪東橋駅」及び京浜急行線「黄金町駅」の2路線2駅がある。

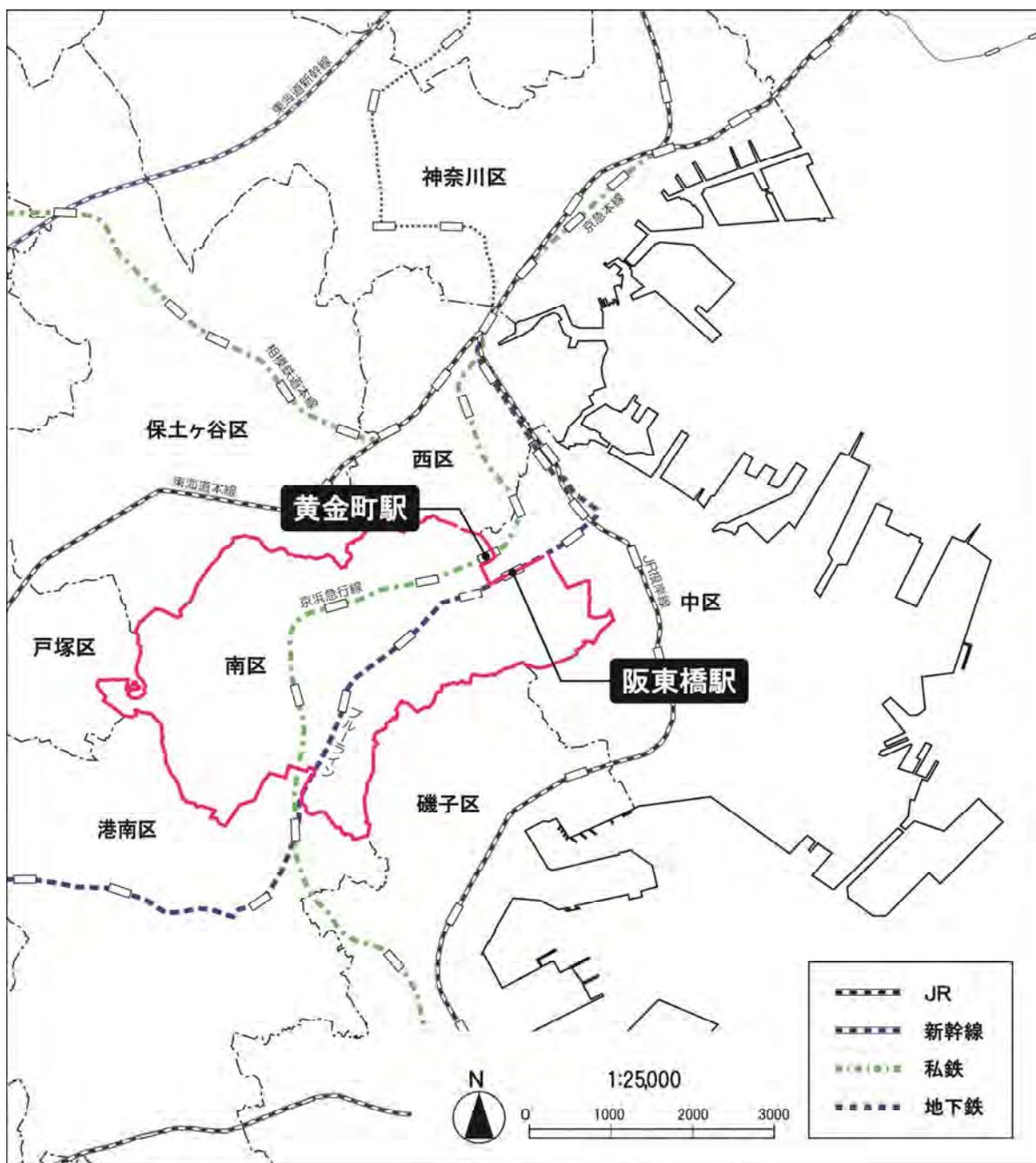
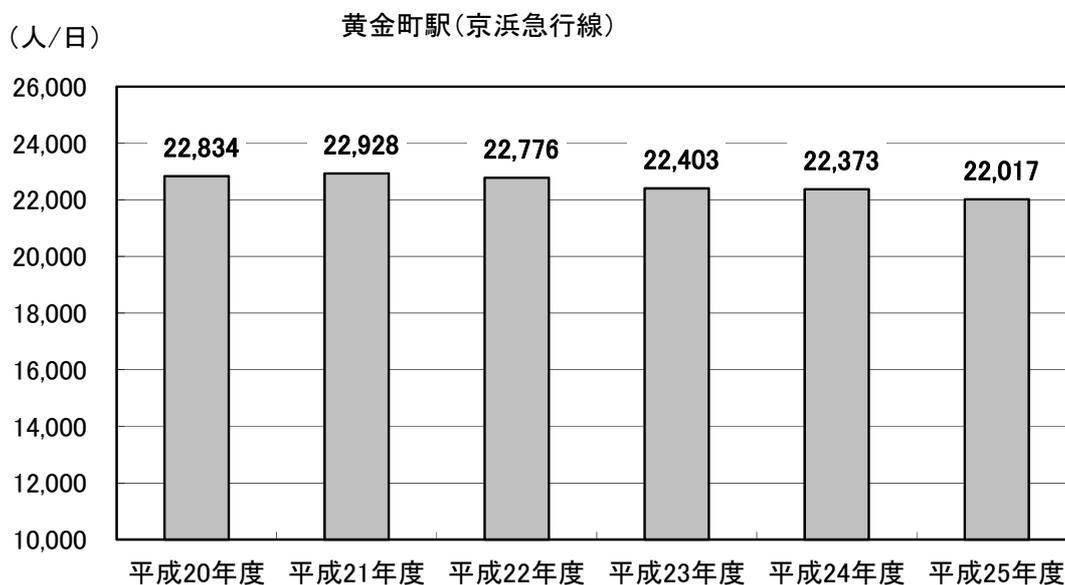
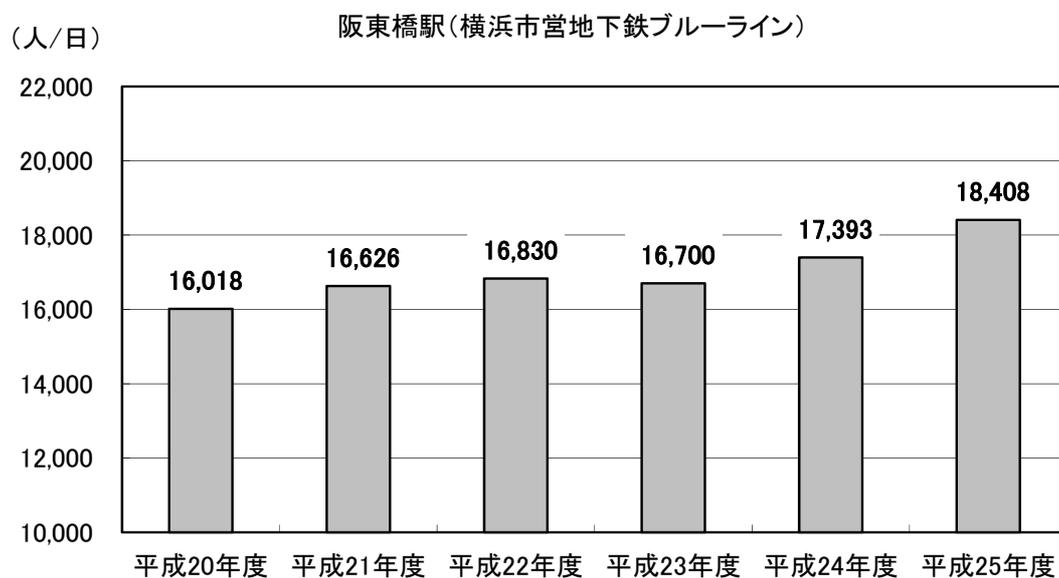


図 2-7 阪東橋駅・黄金町駅地区周辺路線図

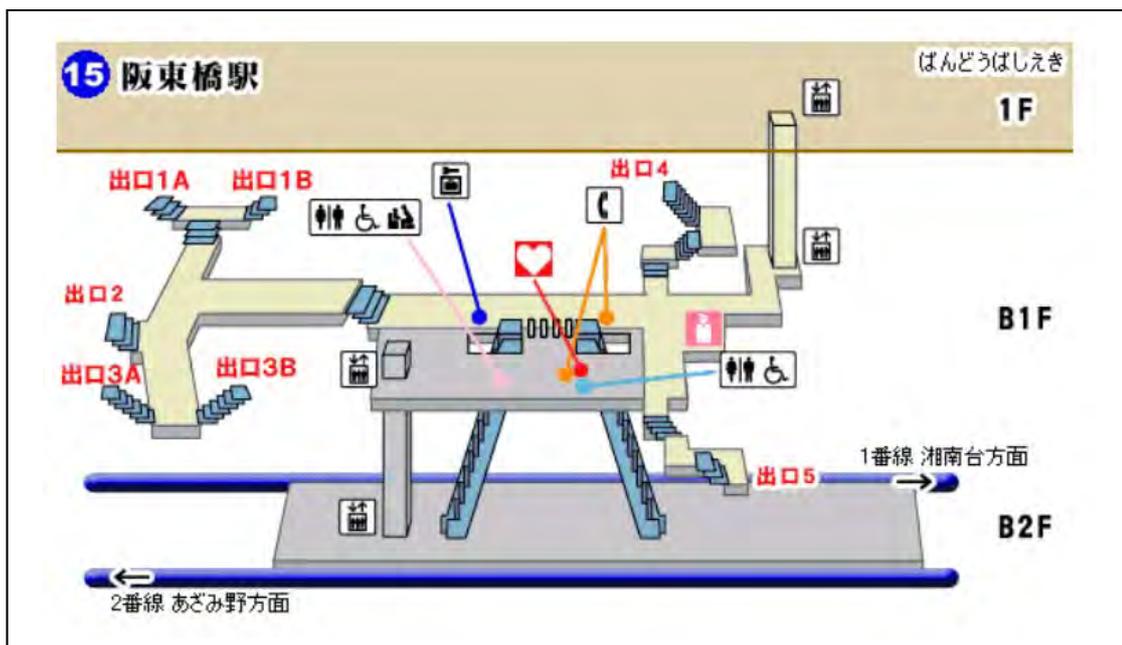
平成25年度の阪東橋駅・黄金町駅周辺地区の2駅の一日平均乗降客数は、「阪東橋駅」が18,408人/日、「黄金町駅」が22,017人/日となっている。平成20年度からの一日平均乗降客数の推移を見ると、「阪東橋駅」で16,018人/日から14.9%増加、「黄金町駅」で22,834人/日から3.6%減少となっている。



資料) 横浜市統計書

図 2-8 阪東橋駅・黄金町駅の一日平均乗降客数の推移

【阪東橋駅】



マーク説明

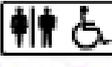
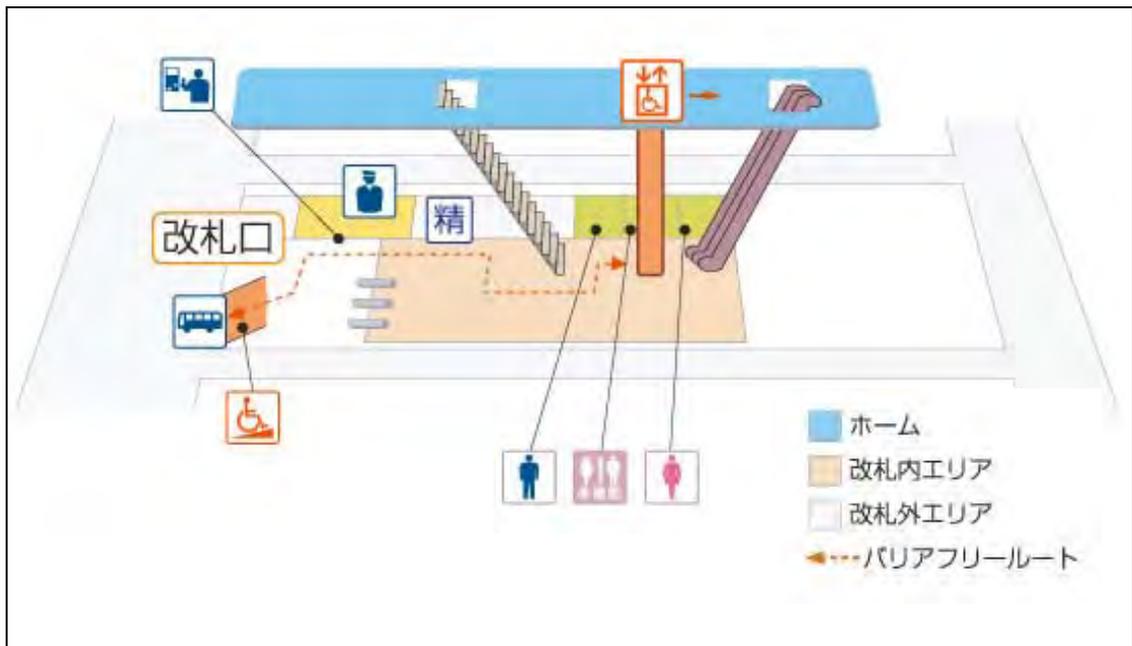
	駅事務室		コインロッカー
	一般向けエレベーター		公衆電話
 ●男子 ●女子	男女別トイレ 車いす対応・ベビーキープ設備	 ●男子 ●女子	男女別トイレ 車いす対応
	AED (自動体外式除細動器)		

図 2-9 阪東橋駅のバリアフリー状況 (ブルーライン)

【黄金町駅】



マーク説明

	駅事務室		自動精算機
	きっぷうりば		バスのりば
	車いす対応エレベーター		スロープ
	多機能トイレ		男女別トイレ

出典) 京浜急行電鉄株式会社ホームページ

図 2-10 黄金町駅のバリアフリー状況 (京浜急行線)

(2) バス

阪東橋駅・黄金町駅周辺地区の路線バスは、横浜市営バス、京急バス、神奈中バス、相鉄バス、江ノ電バスが乗り入れている。

表 2-1 阪東橋駅・黄金町駅周辺の運行バス状況

系統	始点	主要経由地	終点
横浜市営バス			
68	横浜駅西口	久保山・浦舟町	滝頭
102	横浜駅	久保山・浦舟町	滝頭
113	桜木町駅前	羽衣町・吉野町駅前	磯子駅前
2	みなと赤十字病院	上大岡駅	港南車庫前
79	日本大通り駅県庁前	羽衣町・永田町	平和台折返場
32	保土ヶ谷車庫	久保山・市庁前	新県庁前
156	滝頭	初音町・桜木町駅前	パシフィコ横浜
158	滝頭	日本大通り駅県庁前	桜木町駅前
相鉄バス			
旭 4	桜木町駅	阪東橋・保土ヶ谷駅東口	美立橋
神奈中バス			
横 43	横浜駅東口	井土ヶ谷・平戸	戸塚駅東口
横 44	横浜駅東口	井土ヶ谷・こども医療センター	戸塚駅東口
港 61	横浜駅東口	桜木町駅前・吉野町駅前	港南台駅
東 06	東戸塚駅東口	井土ヶ谷	県庁入口
船 20	大船駅	上大岡駅・弘明寺	桜木町駅前
戸 03	戸塚駅東口	井土ヶ谷	県庁入口
京急バス			
110	横浜駅	浦舟町・滝頭	杉田平和町
江ノ電バス			
江	横浜駅	弘明寺	栗木・大船

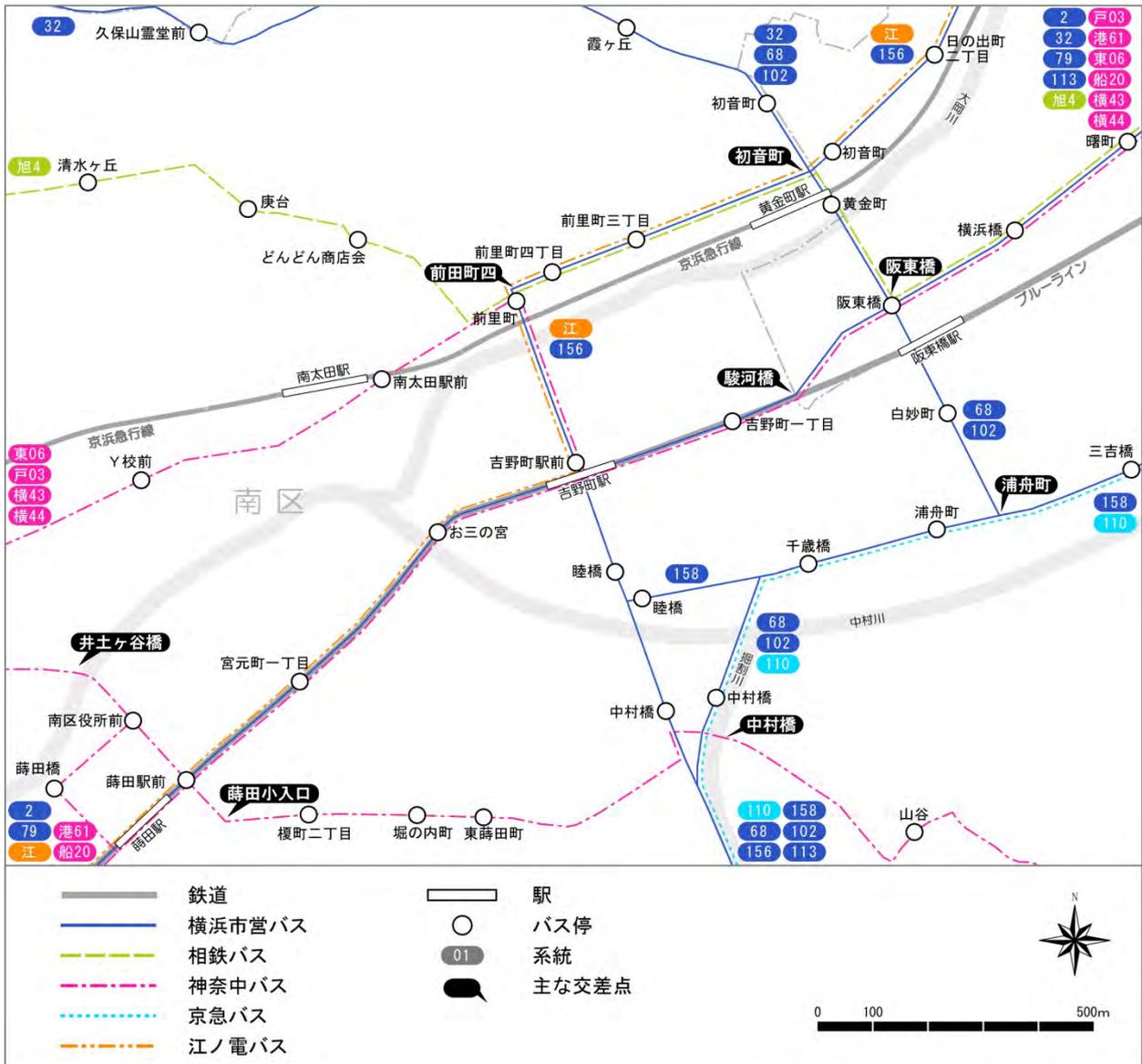


図 2-11 阪東橋駅・黄金町駅周辺のバス路線網図

2-5 施設の分布状況

阪東橋駅・黄金町駅周辺から徒歩圏にある主要な施設を、下記の表2-2、P.25の図2-12に示す。

阪東橋駅・黄金町駅周辺地区は、新南区総合庁舎や横浜市立大学附属市民総合医療センター、浦舟複合福祉施設などの行政施設や福祉施設が集積している。

表 2-2 阪東橋駅・黄金町駅周辺の主な施設

種別	施設名称	施設数
旅客施設	阪東橋駅 黄金町駅	2
官公庁等行政施設	新南区総合庁舎 伊勢佐木警察署 横浜市中村地区センター	3
文化施設	神奈川県埋蔵文化財センター 三吉演芸場	2
医療施設	公立大学法人 横浜市立大学附属 市民総合医療センター 公益財団法人 神奈川県結核予防会 中央健康相談所 宗教法人 天宗 野村病院	3
福祉施設	浦舟複合福祉施設 横浜市中心児童相談所 社会福祉法人横浜共生会 地域活動ホーム どんとこい・みなみ NPO 法人中途障害者地域活動センター フレンズ南 南区生活支援センター サザンウインド 社会福祉法人若竹大寿会 わかたけプラザクリニック（夢タウンわかたけ） わくわくワーク大石 みらいの家 高根 ケアセンター日ノ出	9
特別支援学校	横浜市立中村特別支援学校	1
公園	大通り公園	1
保育施設	横浜市しろばら保育園 みなみマーノ保育園 アスク吉野町保育園 京急キッズランド黄金町保育園 やすらぎ保育園	5

商業 施設	1) 大規模 小売店舗	ポーノ・タウン・アケボノ	1
	2) 繁華街	横浜橋通商店街(協) 三吉橋通り商店街 医大通り共栄会 (協)伊勢佐木町商店街 若葉町商栄会	5
郵便局		横浜浦舟郵便局 横浜中郵便局 横浜吉野町郵便局 横浜赤門郵便局	4
銀行・信用金庫		横浜銀行阪東橋支店 横浜信用金庫吉野町支店 神奈川銀行横浜橋通支店	3
計			39

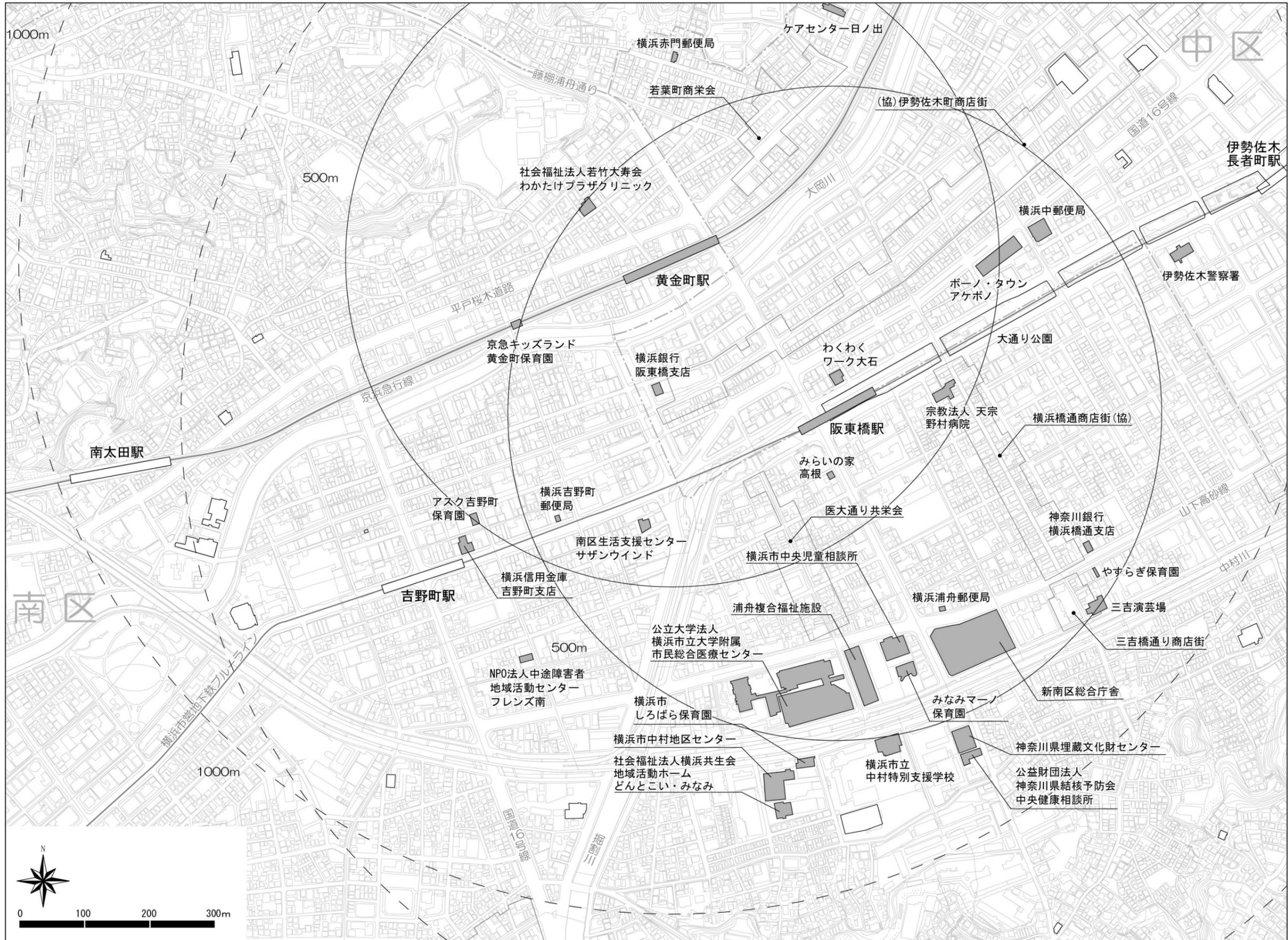


図 2-12 阪東橋駅・黄金町駅周辺の現況

2-6 関連計画等

◆南区のまちづくりの方向

平成16年4月に、おおむね20年後の南区の将来像やまちづくりの方針を示すものとして「横浜市都市計画マスタープラン・南区プラン」が策定されている。この中から、阪東橋駅・黄金町駅周辺地区のバリアフリー化に関連する記述を中心に以下に抜粋する。

◆南区プラン（平成16年4月）

【将来都市像】

～人の情（こころ）と都市の機能が共に成熟したまち～

【まちづくりの目標と方針】

目標1. 徒歩でも、バスでも、楽しく移動できるまちをつくる

- 市営地下鉄の駅については、ホーム・コンコースやトイレ等のバリアフリー化を進めます。特に、エレベーターが未設置の蒔田駅、吉野町駅については、エレベーターの設置を進めます。京浜急行電鉄の駅についても、エレベーターの設置、ホーム・コンコースやトイレ等のバリアフリー化の実現をめざします。
- 駅周辺地区について誰もが安全かつ快適に利用できるよう歩行者通路の段差の改善などをはかるとともに、駅周辺への駐輪場の整備を促進します。
- ノンステップバス等の導入を促進するとともに、道路の改良などバスの走行環境を改善していきます。
- 幹線道路・地区幹線道路の整備にあたっては、歩道の整備および段差の改善をはかります。
- 身近な生活道路については、事業者や沿道地権者との協力によって、歩道の傾斜や段差の改善、電柱の移設、歩行スペースの確保などを進め、だれにも安全な道路環境を整備します。
- バス通りや商店街通りなどの歩道の整備、街路樹の充実・整備、電線類の地中化など電線や電柱の整理などをすすめ、快適な歩行者空間の実現をはかります。
- 新たな商業施設やマンション建設等の機会を捉えて、周辺道路の安全対策、歩行者空間のバリアフリー化などを進めます。

目標2. あの手この手で身近な自然を守り、創造する

- 大岡川プロムナードについて、歩行環境の充実、休憩場所の整備、バリアフリー化の推進などをはかります。さらに、上部に高速道路が通る中村川、河川沿いが幹線道路となっている堀割川について、川沿いのプロムナードの形成を検討し、区民が水と親しめる環境づくりをめざします。

目標3. 身近な環境から、安全で住みやすいまちづくりを進める

目標4. 引き継がれた地域資源を活かし、地域の魅力を育む

- 商店街の歩行者の安全確保、商店街や商店入口等のバリアフリー化、商店街としての街並み景観の整備、イベントの場や休憩場所などのコミュニティ施設の設置など、地域生活の拠点としての商店街環境を充実するよう努めます。

◆南区総合庁舎整備事業

南区総合庁舎は、昭和 49 年の竣工以来 40 年が経過し、大規模な補強が必要な施設となっており、災害発生時には区の災害対策本部としての機能を発揮できるよう、早期の庁舎整備が求められている。

そこで、区災害対策本部としての機能確保の他、バリアフリー、市民のプライバシーの確保などに配慮した安全で安心な総合庁舎を整備していく。

【施設概要】

1) 地名地番

南区浦舟町 2 丁目 33 番地

2) 延床面積

約 28,000 m² (現 区総合庁舎 11,731.92 m²)

3) 構造・規模

①区役所・公会堂棟

コンクリート充填鋼管構造 (免震構造)・地下 1 階/地上 7 階建て

②消防署棟

鉄筋コンクリート造 (免震構造)・6 階建て

③土木事務所棟

鉄骨造・5 階建て

【スケジュール】

平成 25 年度 工事着手

平成 27 年度 完成予定



図 2-13 新南区総合庁舎位置図

3 重点整備地区の設定

3-1. 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設をいう。

バリアフリー法に基づき、本基本構想では、主として以下に示す条件を満たす施設を生活関連施設として選定する。

- ① 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人がよく利用する施設であること。
- ② その施設へ至る手段が、主に阪東橋駅および黄金町駅からの徒歩であること。

3-2. 生活関連経路の選定

バリアフリー法に基づき、本基本構想では、鉄道駅と生活関連施設を結ぶ経路のうち、地区内の歩行者の主要な動線、現状の歩道の状況などを参考に、特にバリアフリー化する必要性が高い経路を生活関連経路として設定する。

3-3. 重点整備地区の範囲設定

重点整備地区とは以下の要件を満たす地区をいう。

- ・地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区
- ・生活関連施設が3以上所在する地区
- ・当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区
- ・重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

また、重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内的の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

上記を踏まえ、本基本構想で設定する生活関連施設、生活関連経路、及び重点整備地区を表3-1、図3-1に示す。

表 3-1 生活関連施設の一覧及び概要

種別	番号	施設名	施設の概要
旅客施設・駅前広場	1	阪東橋駅 (市営地下鉄ブルーライン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日平均乗降人員が 18,408 人の特定旅客施設である。(平成 25 年度) ・ 1面2線の島式ホームで、地下2階構造となっている。 ・ 可動式ホーム柵、エレベーター、多機能トイレが設置されており、出入口からホームまでバリアフリー経路が確保されている。
	2	黄金町駅 (京浜急行線)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日平均乗降人員が 22,017 人の特定旅客施設である。(平成 25 年度) ・ 1面2線の島式ホームで、高架駅である。 ・ エレベーター、多機能トイレが設置されており、出入口からホームまでバリアフリー経路が確保されている。
官公庁等行政施設	3	新南区総合庁舎 [南区役所、南公会堂、南土木事務所、南消防署]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度完成予定。 ・ 各種行政サービスに係わる窓口が設置されている。 ・ 複数の行政施設が入る総合庁舎である。
	4	横浜市中村地区センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書コーナー、学習室、体育室、グラウンド、休憩コーナー、娯楽コーナー、学習コーナー、プレイルーム、和室、4種類の会議室、工芸室、多目的室、料理室が備わる。 ・ 個人や団体で利用する事ができ、各種イベントやサークル活動も行われている。 ・ 多機能トイレ、おむつ交換台あり。
文化施設	5	三吉演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホール 185 席、売店等が備わる施設である。 ・ 大衆演劇、落語、浪曲、演歌歌手のライブショー等が行われている。
医療施設	6	公立大学法人 横浜市立大学附属 市民総合医療センター (横浜市大センター病院)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター等、10 疾患別センター、19 専門診療科を有する横浜市内で最大の病床規模を持つ病院である。 ・ 病床数は 726 床である。
	7	宗教法人 天宗 野村病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療科目は内科、消化器内科、循環器内科、外科、整形外科、麻酔科、泌尿器科であり、急患は夜間も受付している。 ・ 病床数は 60 床である。

種別	番号	施設名	施設の概要
福祉施設	8	浦舟複合福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設横浜市浦舟園、特別養護老人ホーム横浜天神ホーム、特別養護老人ホーム横浜市浦舟ホーム、横浜市浦舟地域ケアプラザ、よこはま夢工房、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ、浦舟コミュニティハウス、フリースペースみなみ、横浜市立浦舟特別支援学校、ARC横浜等の施設が入る。 ・ 南区福祉保健活動拠点（南区社会福祉協議会）福祉保健活動やボランティア活動を行っている団体・個人が、研修・交流・作業や打ち合わせなどに利用できる施設。
	9	社会福祉法人横浜共生会 地域活動ホーム どんとこい・みなみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談事業、デイサービス事業（身体、知的）、生活支援事業（一時ケア、ショートステイ）を中心に障害者の地域生活の支援を行っている。 ・ 利用者の日中活動の充実のために、個別支援計画を作成し、個々の方の利用目的に応じて作業場を活用している。 ・ 自宅で入浴が困難な方に、施設入浴サービスも行っている。
特別支援学校	10	横浜市立中村特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象は肢体不自由。 ・ 小・中学部で構成されており、上菅田特別支援学校高等部の分教室もある。
公園	11	大通り公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石の広場、水の広場、サンクガーデン、緑の森等市民の憩の場としての機能を有する。 ・ 多機能トイレが設置されている。 ・ 災害時に一時避難場所として利用できる広場等がある。 ・ バザーやお祭り等のイベントも行われている。
商業施設	12	ポーノ・タウン・アケボノ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「サミットストア横浜曙町店」、「ハックドラッグ」、「エディオン横浜店」の3店舗が入る複合商業施設である。
郵便局	13	横浜浦舟郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便、貯金、ATM、保険の窓口を持つ。

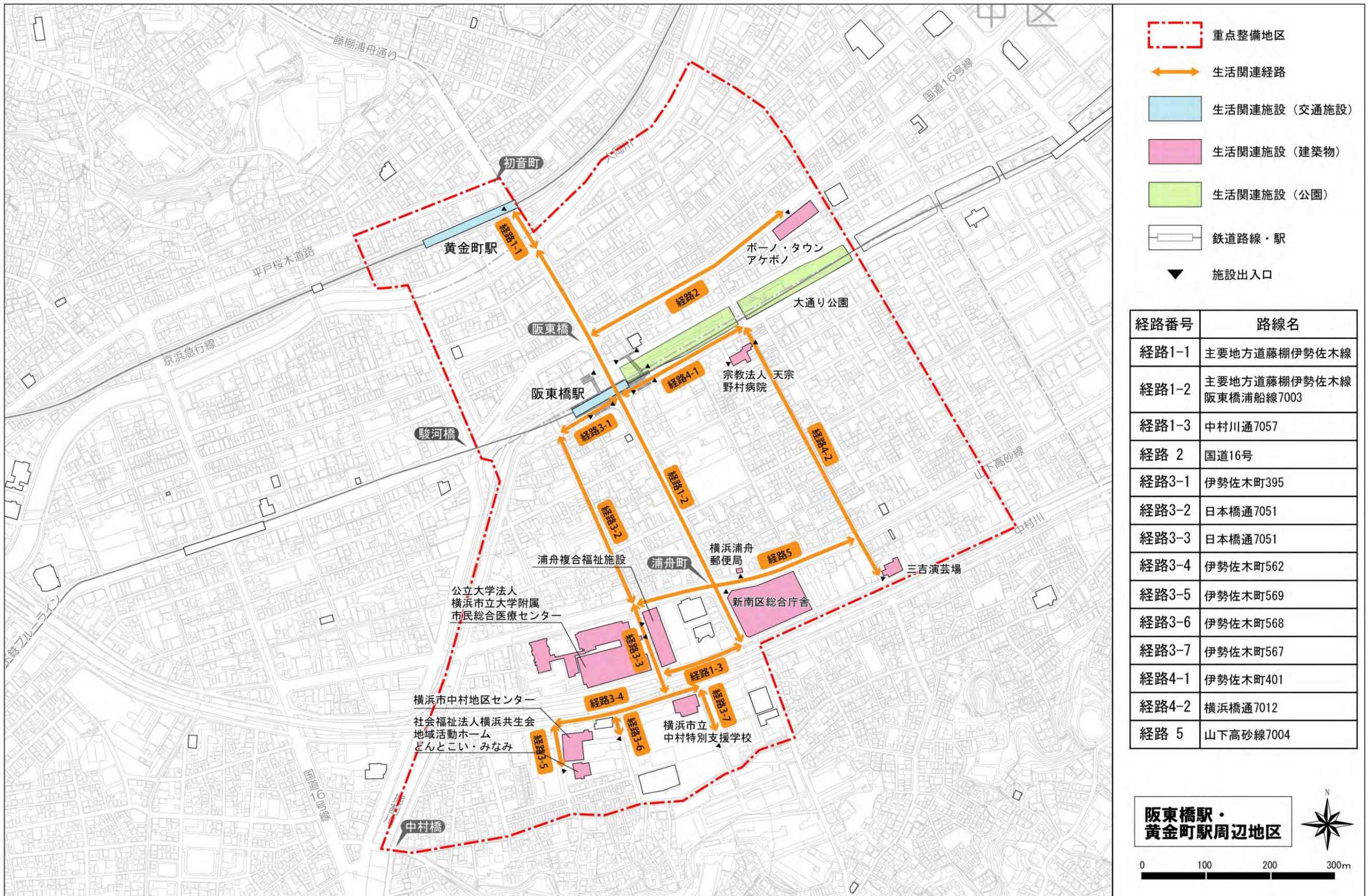


図 3-1 生活関連施設・経路 及び 重点整備地区

4 重点整備地区におけるバリアフリーに関する課題

重点整備地区における経路及び施設のバリアフリーに関する主な課題を以下に示す。バリアフリーに関する課題の把握には、「まちあるき点検ワークショップ」、「バリアフリーに関する情報募集」を実施した。（詳細は資料編を参照）

(1) 鉄道駅等のバリアフリーに関する課題

- ・ホーム上に内方線付点状ブロックがない。
- ・券売機の画面が反射して見づらい。
- ・階段の段鼻が認識しづらい。
- ・視覚障害者誘導用ブロックが適切に設置されていない。
- ・エレベーターが混雑する。

(2) 道路等のバリアフリーに関する課題

- ・横断歩道前の歩道に平坦部がない。
- ・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- ・JIS規格の視覚障害者誘導用ブロックが使用されていない。
- ・視覚障害者誘導用ブロックと車止めが近接している。
- ・歩道上の看板やごみ集積場所、駐輪自転車等が通行を阻害している。
- ・排水溝のふたの溝幅が大きい。

(3) 交通安全施設等のバリアフリーに関する課題

- ・信号機が音響式でない。
- ・歩行者の動線上に信号柱があり通行を阻害している。
- ・横断歩道の路面標示が薄くなって見づらい。

(4) 建築物（生活関連施設）のバリアフリーに関する課題

- ・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- ・出入口周辺に自転車やバイクが駐輪されている。

5 阪東橋駅・黄金町駅周辺地区のバリアフリー化のための事業

5-1 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅、生活関連施設及び生活関連経路など重点整備地区内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

阪東橋駅・黄金町駅周辺地区においてバリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とする。

(1) 鉄道駅等のバリアフリー化

【移動等円滑化された経路の確保】

- ・駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動等円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・移動等円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とする。また、他のルートがある場合は、主動線以外についても可能な限り、移動等円滑化された経路を確保することが望ましい。

【安全な階段の整備】

- ・階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

【誘導案内設備の整備】

- ・案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等により情報提供する。

- ・ 駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。
- ・ 改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段など鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内*の設置に努める。

※音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば（音声）」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

【使いやすい設備の整備】

- ・ エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・ 多機能トイレを整備する。
- ・ 乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。

【プラットホームにおける安全対策】

- ・ プラットホームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ・ ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、内方線付点状ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

【職員に対する適切な教育訓練】

- ・ 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

(2) 道路等のバリアフリー化

- ・ 生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- ・ 歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。また、雨や雪の場合でも、転倒や車いすのスリップを防ぐため、水たまりができにくく、滑りにくい舗装や構造とする。

- 案内サイン等は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内サイン等を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。
- 視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- 生活関連経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。
- 歩道上においては、はみ出し看板の撤去の指導、放置自転車対策、視覚障害者誘導用ブロックの広報・啓発活動、自転車走行マナー向上に関する広報・啓発活動、工事中のバリアフリー対策の指導等の推進により、安全な歩行空間を確保する。

なお、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次に示す『生活関連経路（A）』と『生活関連経路（B）』の2つに区分する。

【生活関連経路（A）】

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路。

【生活関連経路（B）】

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）。

■生活関連経路の区分と整備目標

生活関連経路

生活関連経路（A）：基準等に沿った整備を実施または整備がなされている

生活関連経路（B）：可能な限り基準等に沿った整備を実施

(3) 交通安全施設のバリアフリー化

- 道路横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。
- 歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化、違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進、標識・標示の視認性の確保、また、必要に応じて交通規制を実施する。

(4) 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化

- すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう道路等敷地の外部から施設内までの移動経路を確保する。
- 施設内においては、高齢者、障害者等すべての人が円滑に水平・垂直移動できるよう努める。
- 高齢者、障害者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため案内情報の設置に努める。
- 一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置に努める。
- 施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、施設職員の教育訓練の充実を図る。

5-2 特定事業及びその他の事業

5-1 「事業の基本的な考え方」を踏まえた、バリアフリー化のための具体的な事業として、下記に示す「特定事業」を本基本構想に位置づける。

- ・ 公共交通特定事業 : 旅客施設等のバリアフリー化に関する事業
- ・ 道路特定事業 : 道路等のバリアフリー化に関する事業
- ・ 交通安全特定事業 : 音響式信号機の設置等に関する事業
- ・ 都市公園特定事業 : 都市公園のバリアフリー化に関する事業
- ・ 建築物特定事業 : 建築物のバリアフリー化に関する事業

また、これらの「特定事業」とあわせて実施する事業を「その他の事業」とする。

各事業の事業実施箇所、事業内容は図 5-1 及び 45 頁以降に示すとおりである。

事業実施の目標時期は、原則として、基本構想策定から5年後の平成 31 年度とする。

しかし、本基本構想の策定段階において実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、「今後機会を捉えて実施」とする。

事業の実施にあたっては、次頁に示したバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。

なお、ここに示した「特定事業」・「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、阪東橋駅・黄町駅周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、具体的な検討を行い、バリアフリー化の推進に努めることとする。

【バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及びガイドライン】

名称	発行年／発行者
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	平成 18 年 12 月 政令
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	平成 18 年 12 月 国家公安委員会規則
バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)	平成 25 年 10 月 交通エコロジー・モビリティ財団
バリアフリー整備ガイドライン(車両等編)	平成 25 年 10 月 交通エコロジー・モビリティ財団
改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 23 年 11 月 財団法人 国土技術研究センター
ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり	平成 20 年 2 月 社団法人 日本公園緑地協会
高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準	平成 24 年 人にやさしい建築・住宅協議会

【参考】

名称	発行年／発行者
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	平成 25 年 10 月 横浜市健康福祉局
横浜市公共サインガイドライン (改訂版)	平成 23 年 3 月 横浜市都市整備局

公共交通特定事業

【阪東橋駅】

- ◇券売機の蹴込みの改善 ●ホーム上に可変式情報表示装置を設置する
- トイレに触知案内図等の設置 ●オストメイト対応設備の設置
- トイレに乳幼児用おむつ交換シートの設置 ●トイレに大型ベッドの設置
- 洋式便器の増設 ●階段の段鼻部の視認性の向上
- ◇エレベーターの改善
- エレベーター利用マナー向上の啓発活動の実施
- ◇バス待ちのマナー向上を啓発する設備の設置

【黄金町駅】

- ◇券売機周辺の照明器具の種類・取付け位置等の変更
- ◇ホーム上の視覚障害者誘導用ブロックの改善 ◇ホームの平坦性の改善
- ◇ホーム上に内方線付きJIS規格点状ブロックの設置

道路特定事業

【経路 1-1】

- 横断歩道手前の視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 太田橋の舗装材の改善 ●横断歩道手前の平坦部の確保

【経路 1-2】

- 視覚障害者誘導用ブロックの改善 ●照明柱の移設
- 阪東橋駅及び黄金町駅から、新南区総合庁舎及び市大病院間における視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設
- 不要な車両乗り入れ部の撤去及び横断勾配の改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置(バス停)
- 歩道の平坦性の改善
- 歩道と車道の段差の改善

【経路 1-3】

- マンホールの蓋の改善(滑りにくさの改善)
- 排水溝の蓋の改善
- 歩道の平坦性の改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善

【経路 2】

- 歩道の平坦性の改善 ●歩道の高さの改善(バス停)

【経路 3-1】

- 視覚障害者誘導用ブロックの改善

【経路 3-2】

- 歩道の平坦性の確保 ●歩行空間の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善

【経路 3-3】

- 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 歩行空間の確保 ●排水溝の蓋の改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善(キャッチブロックの改善)

【経路 3-4】

- 横断歩道手前の平坦部の確保

【経路 3-5】

- 歩行空間の確保

【経路 3-6】

- 歩行空間の改善 ●横断歩道の移設

【経路 3-7】

- 歩道のこう配の改善

【経路 4-1】

- 横断歩道手前の平坦部の確保

【経路 5】

- 植栽の整理 ●道路の平坦性の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善 ●排水溝の蓋の改善
- 浦舟町バス停から、市大病院間における視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設

交通安全特定事業

【生活関連経路】

- ◇音響式信号機等の設置、違法駐車取締りの強化、違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進、標識、標示の視認性の確保、交通規制の実施

【経路 1-1 太田橋交差点、太田橋北側交差点】

- 横断歩道の移設

【経路 1-2 南吉田小学校交差点】

- 横断歩道の移設

【経路 1-2 浦舟町交差点】

- ◇音響式信号機等の設置

【経路 3-2 医大通り(阪東橋公園前)】

- 横断歩道の路面標示の視認性の確保

【経路 3-3 浦舟福祉複合施設前】

- ◇パーキングチケット発券機の移設

【経路 4-2 よこはまばし入口交差点】

- ◇音響式信号機等の設置

建築物特定事業

【中村特別支援学校(横浜市)】

- (東側駐車場出入口)転落防止対策

【横浜市立大学附属市民総合医療センター】

- ◇(敷地内通路)視覚障害者誘導用ブロックの改善

その他の事業

【重点整備地区】

- 放置自転車対策等の実施 ●案内サインの改善

【大通り公園】

- トイレの適切な維持管理

【横浜浦舟郵便局・TSUTAYA 阪東橋店】

- 自転車利用マナー向上の啓発活動の実施

【横浜橋通商店街】

- 歩行空間の確保

- ◇自転車利用マナー向上の啓発活動の実施

< 凡例 >

- 重点整備地区
- 生活関連経路(A)
- 生活関連経路(B)
- 生活関連施設(交通施設)
- 生活関連施設(建築物)
- 生活関連施設(公園)
- 鉄道路線・駅
- 施設出入口

- 平成31年度までを目標に実施
- ◇今後機会を捉えて整備を検討

経路番号	路線名
経路1-1	主要地方道藤棚伊勢佐木線
経路1-2	主要地方道藤棚伊勢佐木線 阪東橋浦船線7003
経路1-3	中村川通7057
経路 2	国道16号
経路3-1	伊勢佐木町395
経路3-2	日本橋通7051
経路3-3	日本橋通7051
経路3-4	伊勢佐木町562
経路3-5	伊勢佐木町569
経路3-6	伊勢佐木町568
経路3-6	伊勢佐木町568
経路3-7	伊勢佐木町567
経路4-1	伊勢佐木町401
経路4-2	横浜橋通7012
経路 5	山下高砂線7004

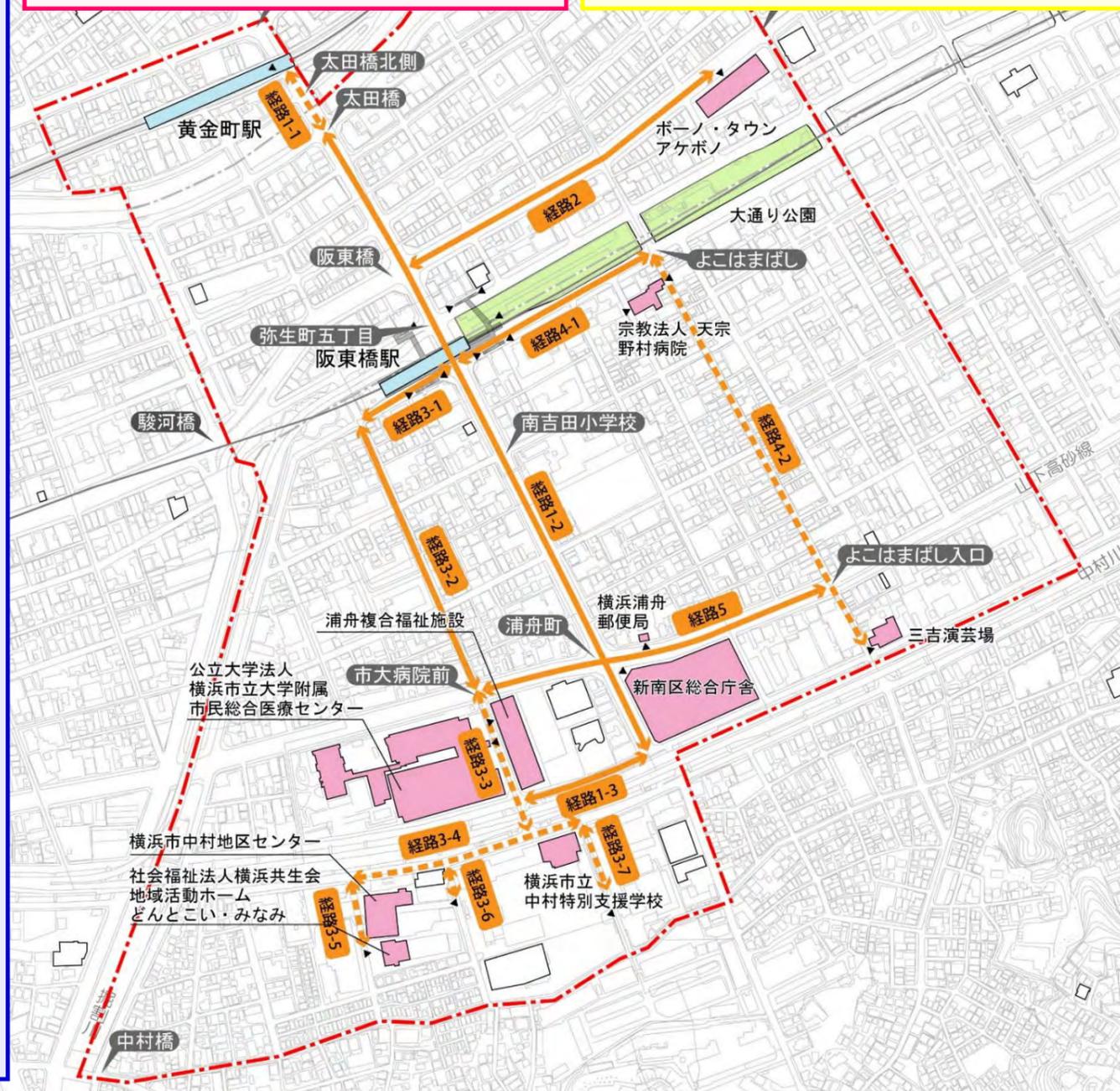


図 5-1 特定事業

(1) 公共交通特定事業

1-1) 横浜市交通局

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
阪東橋駅					
券売機					
1	蹴込みの改善		○	駅改良工事時に合わせて改善します。	3-2-1
ホーム					
2	ホーム上に可変式情報表示装置を設置する	○		平成26年度末までに実施予定	3-2-20
トイレ					
3	触知案内図等の設置	○		トイレの改良工事時に触知案内図を設置します。	3-2-3
4	オストメイト対応設備の設置	○		トイレの改良工事時にオストメイト対応設備を設置します。	
5	乳幼児用おむつ交換シートの設置	○		トイレの改良工事時に乳幼児用おむつ交換シートを設置します	
6	大型ベッドの設置	○		トイレの改良工事時に大型ベッドを設置します。	
7	洋式便器の増設	○		トイレの改良工事時に洋式便器を増設します。	3-2-16
階段					
8	段鼻部の視認性の向上	○			3-2-5
エレベーター（出口4）					
9	エレベーターの改善		○	改善方法を引き続き検討します。	3-2-6
	エレベーター利用マナー向上の啓発活動の実施	○		駅ホーム階エレベーター入口付近に設置している利用マナー啓発のポスターを地上部エレベーター入口付近についても設置し、利用マナーの向上に努めます。	

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
バス					
黄金町バス停					
10	バス待ちのマナー向上を啓発する設備の設置		○		1-1-1

1-2) 京浜急行電鉄株式会社

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
黄金町駅					
券売機					
1	照明器具の種類・取付け位置等の変更		○	券売機画面の照明映り込みの改善	3-1-1
ホーム					
2	視覚障害者誘導用ブロックの改善		○	JIS規格の視覚障害者誘導用ブロックに改善	3-1-4
3	内方線付きJIS規格点状ブロックの設置		○		3-1-5①
4	ホームの平坦性の改善		○		3-1-5②

(2) 道路特定事業

2-1) 国土交通省

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
経路2 [阪東橋交差点～ポーノ・タウンアケボノ入口 (国道16号)]					
1	歩道の平坦性の改善	○		電線共同溝の蓋のがたつきの修繕	1-2-1①
2	歩道の高さの改善	○		横浜橋バス停	1-2-2

2-2) 横浜市 (中土木事務所)

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
経路1-1 藤棚浦舟通り [黄金町駅～太田橋交差点]					
1	視覚障害者誘導用ブロックの設置	○		横断歩道手前	1-1-2
2	舗装材の改善	○		太田橋の舗装材の改善	1-1-3①
3	横断歩道手前の平坦部の確保	○			1-1-3②
経路1-2 藤棚浦舟通り [太田橋交差点～浦舟水道橋]					
4	視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		JIS規格の視覚障害者誘導用ブロックに改善	1-1-7
5	照明柱の移設	○			1-1-5①
6	排水溝の蓋の改善	—		実施済	1-1-5②
7	歩道内の段差の改善	—		実施済 (植栽ますの改善)	1-1-6
8	視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設	○		阪東橋駅及び黄金町駅から、新南区総合庁舎及び市大病院間における連続誘導	1-1-8
9	不要な車両乗り入れ部の撤去及び横断勾配の改善	○			1-1-10①

2-3) 横浜市（南土木事務所）

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
経路1-2 藤棚浦舟通り [太田橋交差点～浦舟水道橋]					
1	視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		横断歩道手前の配置の改善	1-1-11①
		○		JIS規格の視覚障害者誘導用ブロックに改善	1-1-20
2	視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設	○		阪東橋駅及び黄金町駅から、新南区総合庁舎及び市大病院間における連続誘導	1-1-14 1-1-15
3	視覚障害者誘導用ブロックの設置	○		白妙町バス停	1-1-13
4	歩道の平坦性の改善	○		舗装材の改善	1-1-16①
5	歩道と車道の段差の改善	○		横断歩道接続部における歩車道境界の高さの改善	1-1-16②
経路1-3 みなみマーノ保育園前 [道場橋交差点～浦舟水道橋]					
6	マンホールの蓋の改善	○		滑りにくさの改善	1-7-1
7	排水溝の蓋の改善	○			1-7-2①
8	歩道の平坦性の改善	○		排水溝の蓋の周辺の段差の改善	1-7-2②
9	視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		横断歩道手前における配置の改善	1-7-3
経路3-1 阪東橋駅出口4付近 [医大通り入口～阪東橋駅]					
10	歩道の平坦性の確保	—		実施済（舗装材の改善）	1-3-1②
11	視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		JIS規格の視覚障害者誘導用ブロックに改善	1-3-2
経路3-2 医大通り [医大通り入口～市大病院前交差点]					
12	歩道の平坦性の確保	○		車両乗り入れ部の舗装材の改善	1-4-1①
13	歩行空間の確保	○		電柱または視覚障害者誘導用ブロックの移設	1-4-1③
				車止めまたは視覚障害者誘導用ブロックの移設	1-4-1⑤

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
14	視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		周辺の舗装材との輝度の確保	1-4-1⑥
経路3-3 市大病院前、道場橋 [市大病院前交差点～横浜市中村特別支援学校北側]					
15	視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		周辺の舗装材との輝度の確保	1-4-8②
				横断歩道手前の配置の改善	1-4-8③
16	歩行空間の確保	○		車止めの撤去	1-4-3
17	排水溝の蓋の改善	○			1-4-7
18	視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		浦舟複合福祉施設のキャッチブロックの改善	2-4-1
経路3-4 中村川沿い [横浜市中村地区センター北側～横浜市中村特別支援学校北側]					
19	横断歩道手前の平たん部の確保	○			1-8-1
					1-8-2
20	植栽マスの改善	—		実施済	1-8-5
経路3-5 どんとこい・みなみ前 [横浜市中村地区センター北側～どんとこい・みなみ入口]					
21	歩行空間の確保	○		カラーベルトの設置等	1-9-1
経路3-6 しろばら保育園前 [しろばら保育園北側～横浜市中村特別支援学校入口]					
22	歩行空間の改善	○		カラーベルトの連続化等	1-10-1
23	横断歩道の移設	○		占用工事復旧時に現況の切り下げ位置に移設する	1-10-2
経路3-7 中村特別支援学校東側 [横浜市中村特別支援学校北側～横浜市中村特別支援学校入口]					
24	歩道のこう配の改善	○		不要な車両乗入れ部の改善	1-11-1②
経路4-1 大通り公園沿い [阪東橋駅～よこはまばし交差点]					
25	横断歩道手前の平たん部の確保	○			1-3-3①

事業 No.	事業内容	平成31年 度までを目 標に実施	今後機会を 捉えて実施	備考	位置図 No.
経路5 新南区総合庁舎北側 [市大病院前交差点～よこはまばし入口交差点]					
26	植栽の整理	○		植栽の剪定等の実施	1-6-1
27	道路の平坦性の 確保	○		車道舗装（横断歩道部）の補修	1-6-2
				歩道の舗装材の改善	1-6-3②
				植栽ますの改善	1-6-9
28	視覚障害者誘導用 ブロックの改善	○		JIS規格の視覚障害者誘導用 ブロックに改善	1-6-3①
29	排水溝の蓋の改善	○			1-6-3③
30	視覚障害者誘導用 ブロックの連続敷 設	○		浦舟町バス停から、市大病院間 における連続誘導	—

(3) 交通安全特定事業

3-1) 神奈川県公安委員会

事業 No.	事業内容	平成31年度 までを目標 に実施	今後機会を捉 えて実施	備考	位置図 No.
生活関連経路					
1	<ul style="list-style-type: none"> 音響式信号機等の設置 違法駐車取締まりの強化 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進 標識、標示の視認性の確保 交通規制の実施 		○		—
経路1-1 太田橋交差点、太田橋北側交差点					
2	横断歩道の移設	○			1-1-4
経路1-2 南吉田小学校交差点					
3	横断歩道の移設	○			4-1-4
経路1-2 浦舟町交差点					
4	音響式信号機等の設置		○		4-1-2
経路3-2 医大通り（阪東橋公園前）					
5	横断歩道の路面標示の視認性の確保	○			4-4-2
経路3-3 浦舟福祉複合施設前					
6	パーキングチケット発券機の移設		○		1-4-3
経路4-2 よこはまばし入口交差点					
7	音響式信号機等の設置		○		1-5-5

(4) 建築物特定事業

4-1) 横浜市（中村特別支援学校）

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
中村特別支援学校					
東側駐車場出入口					
1	転落防止対策	○		歩道と駐車場の境界の明示	1-11-2

4-2) 横浜市立大学附属市民総合医療センター

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
横浜市立大学附属市民総合医療センター					
敷地内通路					
1	視覚障害者誘導用ブロックの改善		○	JIS規格の形状とする	2-5-1

4-3) 合資会社本田商店（三吉演芸場）

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
三吉演芸場					
敷地内通路					
1	インターホンの案内の改善			国際シンボルマークの設置（実施済）	2-2-1②

(5) その他の事業

5-1) 横浜市（南区・中区・道路局）

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
重点整備地区					
1	放置自転車対策等の実施	○		継続的に実施	—

5-2) 横浜市（環境創造局）

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
大通り公園					
トイレ					
1	トイレの適切な維持管理	○		日常清掃や、施設管理の継続実施	2-1-2

5-3) 日本郵政株式会社（横浜浦舟郵便局）

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
横浜浦舟郵便局					
1	自転車利用マナー向上の啓発活動の実施	○		継続的に実施	2-3-1

5-4) 株式会社シナノ・グループ（TSUTAYA 阪東橋店）

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
TSUTAYA 阪東橋店					
1	自転車利用マナー向上の啓発活動の実施	○		継続的に実施	1-1-10

5-5) 横浜市（南区）

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
重点整備地区					
1	案内サインの改善	○			—

5-6) 横浜橋通商店街協同組合

事業 No.	事業内容	平成31年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考	位置図 No.
横浜橋通商店街					
1	歩行空間の確保	○		積極的に商店に注意喚起を行う	1-5-1
2	自転車利用マナー向上の啓発活動の実施		○		1-5-1

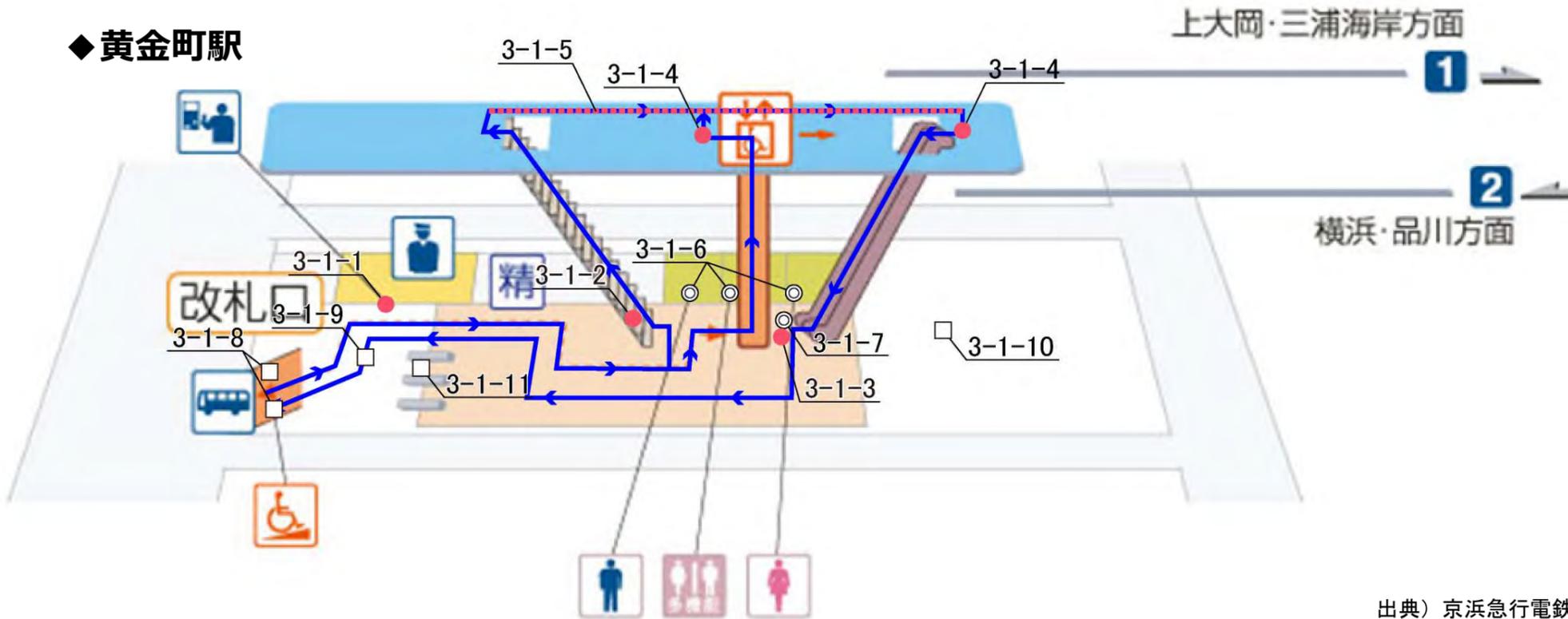
(6) その他の整備に関する事項

6-1) 横浜市 (市民局)

事業箇所	主な課題に対する対応策	備考	位置図 No.
南区総合庁舎整備事業			
新南区総合庁舎	視覚障害者を誘導する設備の設置	南区総合庁舎整備事業では、バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備を実施する (平成 27 年度完成予定)	2-8-1

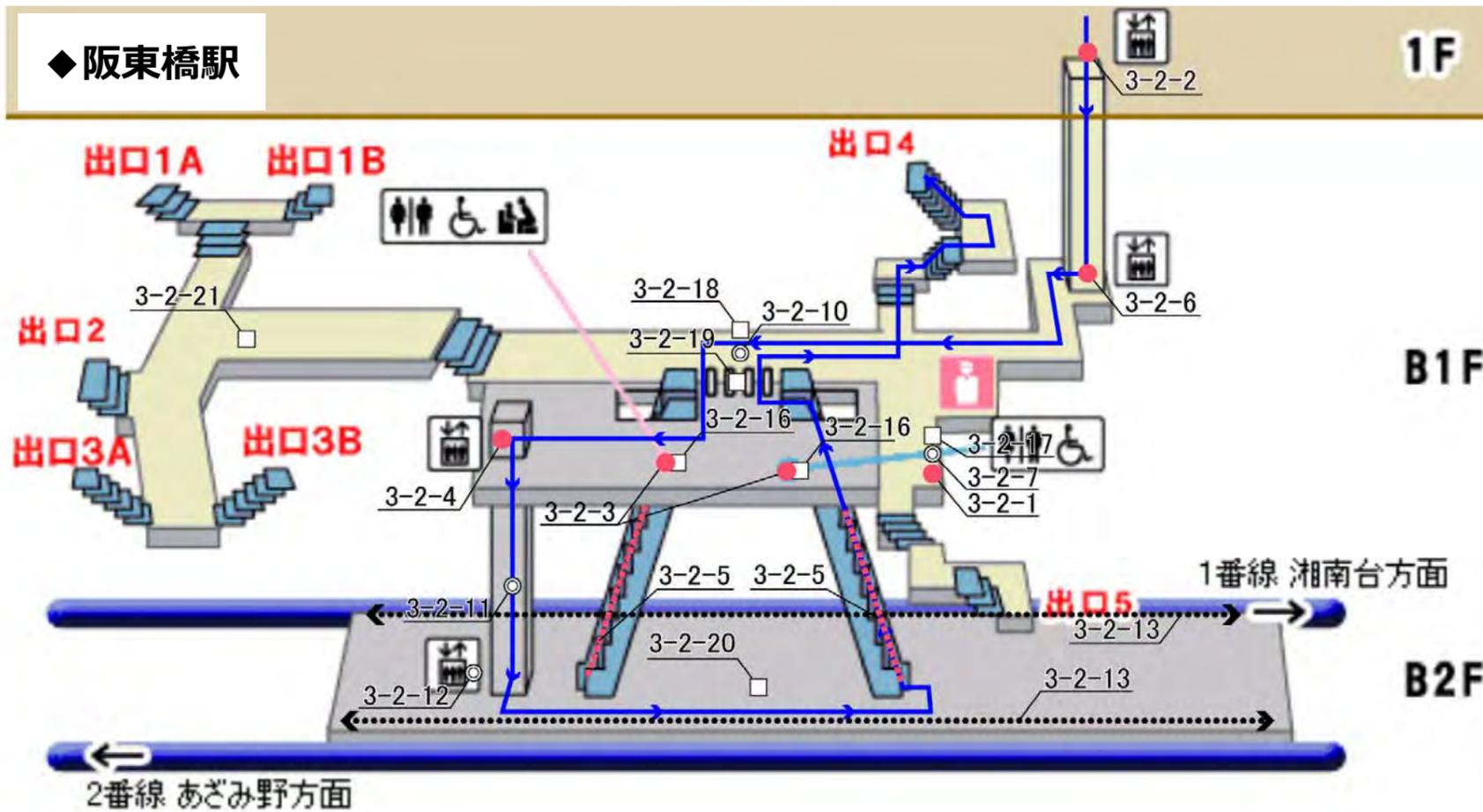
特定事業位置図（公共交通特定事業）

◆黄金町駅



出典) 京浜急行電鉄株式会社ホームページ

◆阪東橋駅



特定事業位置図

(道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、
その他の事業)

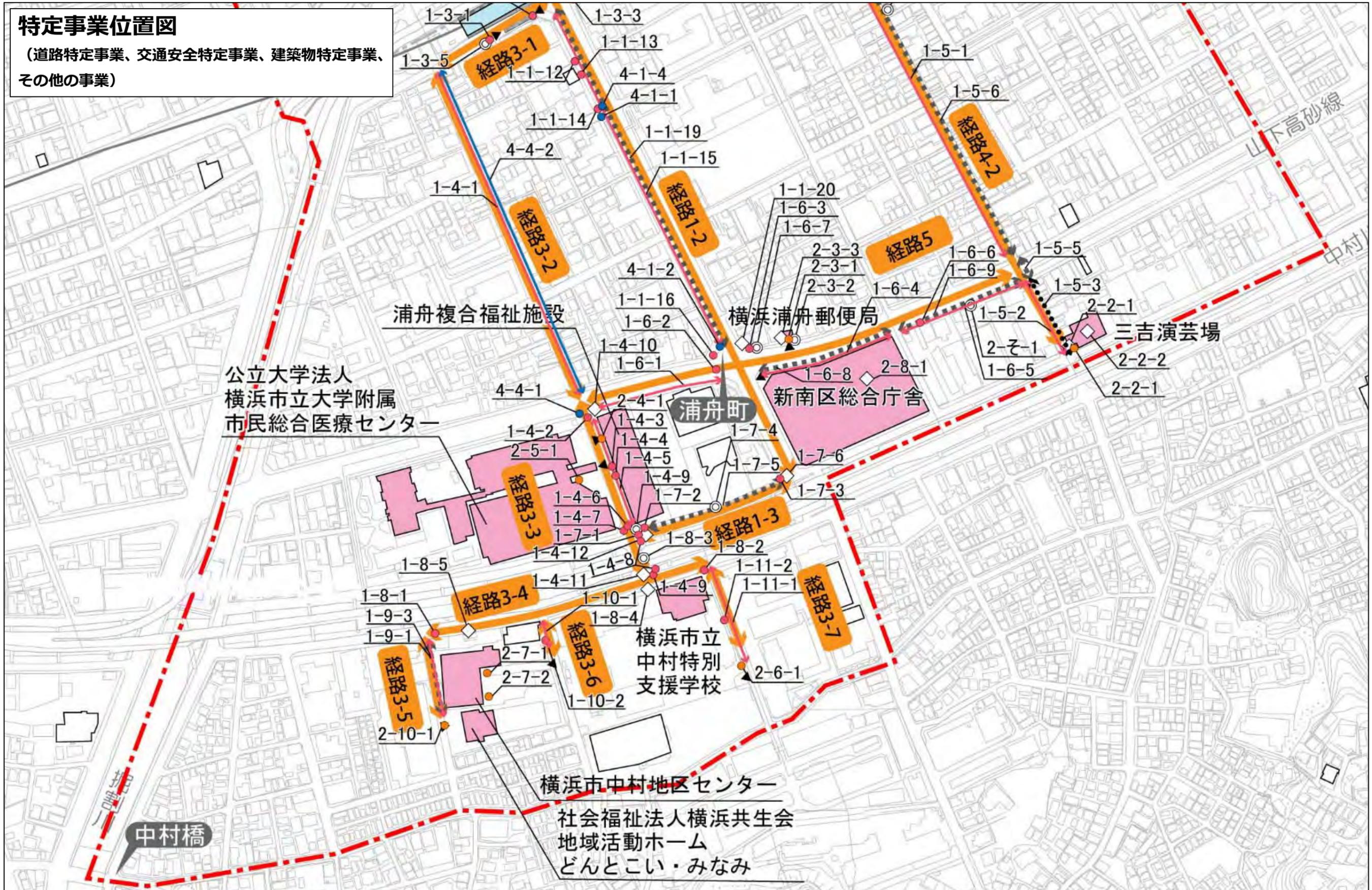


- 重点整備地区
- ↔ 生活関連経路
- 生活関連施設 (交通施設)
- 生活関連施設 (建築物)
- 生活関連施設 (公園)
- 鉄道路線・駅
- ▼ 施設出入口

阪東橋駅・黄金町駅周辺地区

特定事業位置図

(道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、
その他の事業)



5-3 その他配慮を要する事業

(1) 建築物のバリアフリー化

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもある。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化について建築主等は、建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できることから既存施設のバリアフリー化に努める。また、建替え等の大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとする。

(2) 阪東橋駅のエレベーターについて

阪東橋駅は法に基づく基準に従いエレベーターによるバリアフリー経路が1経路確保されている。しかし、改札階と地上を接続するエレベーターが混雑するため、かごの大きさの改善等を求める意見があったが、構造的に大規模な改修が必要であるため早急な改善は困難な状況である。

そこで、本基本構想では、エレベーターの利用マナー向上の啓発活動の実施を特定事業として位置づけ、当面の課題解決を図るものとする。

(3) 商店街のバリアフリー化について

商店街の新たな活力を生み出すため、バリアフリー対策にも積極的に取り組んでいる。取り組みの一例として横浜橋通商店街では、商店街組合事務所を活用した休憩場所の整備や、通りの明るさを確保するためのLED照明の採用、外国人買い物客の利便性向上のため多言語化した案内サインの設置等を行っている。今後も引き続き取り組みを行うことで、誰でも利用しやすい商店街となるように努めていく。

(4) ごみ集積場所について

医大通りや藤棚浦舟通りにおいて、ごみ集積場所が歩行者の通行の妨げとなるといった意見があった。

課題を解決するには、ごみ集積場所の移設・分散化が考えられる。一部では集積場所を私有地内に移設したことで、歩道上のごみを減らし歩行空間の確保ができた。またそれ以外の場所については、地域でごみ出しマナー等の普及啓発を実施している。

ごみ集積場所の移設等の検討や普及啓発については、今後も引き続き実施していく必要がある。

6 基本構想策定後の事業推進にあたって

国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」には、バリアフリーに関する意義や目標などを定めるとともに、バリアフリー化の促進のために、国、地方公共団体、施設管理者（事業者）、国民が、それぞれ果たすべき責務等についても定めている。

これらを踏まえ、基本構想策定後、バリアフリー化の促進にあたって、横浜市、事業者、市民が配慮すべき事項等について、以下に示す。

6-1 特定事業の実施について

- ・横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動等円滑化を推進するため、バリアフリー化のための事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーに心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

6-2 事業進捗管理及び事業の評価について

- ・横浜市は事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討していくこととする。

6-3 進捗状況及び事業内容の広報について

- ・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

6-4 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直しについて

- ・歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。このような新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。